

第2次甲州市障害者総合計画

障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州

平成27年2月

甲州市

ごあいさつ

本市の障害者福祉施策は、平成19年3月に甲州市障害者総合計画（障害者基本法に定める市町村障害者計画及び障害者自立支援法に定める障害福祉計画）に基づき、市民の皆様のご理解とご協力により順調に増進しておりますことに、感謝を申し上げます。

この間、我が国は障害者の権利と尊厳を保護し、さらに促進する観点から、平成23年の障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の制定、平成24年の障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）及び障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の制定、平成25年の障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）及び成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が制定され、このような国内法の整備を進めた上で、平成26年には、障害者権利条約を批准しました。

このような社会の変化に的確に対応するため、これまでの計画の見直しを行い、このたび、第2次甲州市障害者総合計画を策定しました。この計画は、障害を持つ人の人格と個性が尊重され、障害者自身が主体性と自立性を発揮しながら積極的に社会参加し、自分の潜在能力及び適性を十分に発揮でき、社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会の実現を目指し、『障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州』を基本理念としています。

また、この計画の推進は、市民や地域と行政の協働なくしては実現できません。今後も、市民の皆様をはじめ、地域の関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言をいただきました甲州市障害者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、お力添えをいただきました方々に厚くお礼申し上げます。

平成27年2月



甲州市長 田 辺 篤

目 次

はじめに	・・・ 1
I 第2次総合計画について	・・・ 3
II 基本的な考え方	・・・ 4
III 分野別施策の基本的な方向	・・・ 7
1 生活支援	・・・ 7
2 保健及び医療	・・・ 10
3 教育，文化芸術活動，スポーツ等	・・・ 11
4 雇用，就業及び経済的自立の支援	・・・ 12
5 生活環境	・・・ 14
6 情報アクセスビリティ	・・・ 15
7 安全・安心	・・・ 16
8 差別の解消及び権利擁護の推進	・・・ 17
9 行政サービス等における配慮	・・・ 17
10 国際協力	・・・ 18
IV 第4期障害福祉計画	・・・ 19
1 基本理念等	・・・ 19
2 成果目標	・・・ 20
3 活動指標	・・・ 21
V 計画の推進体制	・・・ 32
資料1 人口の推移	・・・ 35
資料2 障害者数の推移	・・・ 36
資料3 障害者の人口に占める割合	・・・ 37
資料4 甲州市福祉あんしん相談センターの利用状況	・・・ 38
資料5 甲州市の障害者福祉に関する記載がある計画	・・・ 39
(抄録) 甲州市総合計画 40～43 甲州市サイン計画 44～49 甲州市図書館基本計画 50～51	
甲州市子どもの読書活動推進計画 52 甲州市教育振興基本計画 53 甲州市商業振興計画 54～56	
甲州市健康増進計画 57 甲州市地域福祉計画 58～68 甲州市高齢者いきいきプラン 69～70	
甲州市子ども・子育て支援事業計画 71～73	
資料6 甲州市障害者等社会参加支援事業の状況	・・・ 74

はじめに

甲州市では、合併前の旧塩山市・勝沼町・大和村において策定された障害者福祉計画^{注 1}を踏襲し、平成19年3月に、甲州市障害者総合計画（以下「第1次総合計画」という。）を策定しました。

第1次総合計画においては、地域社会全体で障害のある方を支えると共に、障害のある方自身も地域社会に貢献する機会を持つために、「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」を理念に掲げ、各分野において着実な取組を進めてきました。

この間、我が国は障害者の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、平成19年に障害者権利条約に署名し、平成23年の障害者基本法の改正、障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の制定、平成24年の、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律)、障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)の制定、平成25年には、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が制定され、このような国内法の整備を進めた上で、平成26年には、障害者権利条約を批准しました。

平成27年からの次期総合計画においては、このような法制度の整備を踏まえた施策の基本的方向を定める必要がありますが、平成27年の介護保険法の改正、平成28年には改正障害者総合支援法、改正障害者雇用促進法、改正精神保健福祉法の施行、障害者差別解消法の施行、さらに平成30年には改正障害者雇用促進法の施行が控えており、こうした法制度の整備を踏まえ、さらなる施策の充実が必要となります。

第2次総合計画は、このような長期的な展望を視野に入れつつ、甲州市が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として策定します。

甲州市の現状

甲州市の障害者手帳の交付を受けている市民は、平成26年4月1日現在で、1,950人です。これは、人口（平成26年4月1日現在、33,953人）の5.74%となり、約20人に1人が障害者手帳を所持していることになります。障害としては、身体障害者手帳の交付が最も多く、1,497人、療育手帳^{注2}226人、精神保健福祉手帳227人となっています。年齢としては、65才以上が1,183人と、全体の60.6%を占めており、人口に対する高齢者の割合を示す高齢化率30.72%よりも高くなっています。

平成17年と比較すると、身体障害者手帳の交付数は0.7%の減、療育手帳は39.5%の増、精神保健福祉手帳は41.9%の増となっています。障害者基本法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」（第2条）と定義しており、難病患者や障害者手帳の交付を受けていない方等であっても、障害者としてみなされる場合もあるため、

実際の障害者数は、これよりも多いと推測されます。

障害者施策の対象は、障害者本人のみならず、障害者の家族、養護者、雇用主等も含まれるため、障害者施策は、市民にとって身近なものであると言えます。

甲州市障害者自立支援協議会における検討

第1次総合計画の期間の満了を迎えるに当たり、甲州市障害者自立支援協議会においては、以上のような国の動向、これまでの甲州市の取組の進展等を踏まえ、平成26年7月以降、新たな障害者総合計画に関する調査審議を行ってきました。これを受け、市においては、甲州市障害者自立支援協議会の意見に示された考え方を踏まえて第2次甲州市障害者総合計画（以下「第2次総合計画」という。）の原案を作成し、平成27年2月3日原案に対する甲州市障害者自立支援協議会の意見の聴取を行いました。

第2次総合計画の策定

市は、甲州市障害者自立支援協議会の意見及びパブリックコメントにおいて寄せられた意見を踏まえ、次のとおり、第2次総合計画を策定し、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとします。

注1 平成8年3月策定 『塩山市障害者福祉計画～共につくる心かようまち・塩山～』
平成7年3月策定 『勝沼町障害者福祉計画』
平成8年9月策定 『大和村障害者福祉計画～愛とふれあいの地域づくりをめざして～』

注2 療育手帳は、知的障害者に対し山梨県知事が交付する手帳です。

I 第2次総合計画について

1. 障害者総合計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的方向を定めた総合的な計画として、と同時に、市民、関係企業、各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。なお、「市町村障害者計画」の部分は、国障害者基本計画及び県障害者計画を基本として策定されます。

2. 障害者総合計画の対象期間

「障害者計画部分」は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成27年度から平成32年度までの6年間を対象とします。「障害福祉計画（第4期）」部分は、国の指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間を対象とします。

障害者計画部分	平成27年度から平成32年度まで（6年間）
障害福祉計画（第4期）部分	平成27年度から平成29年度まで（3年間）

3. 第2次総合計画の構成について

第2次総合計画は、この「I 第2次総合計画について」、「II 基本的な考え方」、「III 分野別施策の基本的方向」、「IV 障害福祉計画（第4期）」、「V 推進体制」で構成されます。

「II 基本的な考え方」では、第2次総合計画全体の「基本理念」及び「基本原則」を示すとともに、「各分野に共通する横断的視点」を示しています。

「III 分野別施策の基本的方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を10分野に整理し、それぞれの分野について第2次総合計画の対象期間に市が講ずる施策の基本的な方向を示しています。

「IV 障害福祉計画」では、国の指針に基づき、成果目標を定め、障害福祉サービス、地域生活支援等の活動指標をそれぞれ定めています。

「V 推進体制」では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制を示しています。

II 基本的な考え方

1. 基本理念

障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この第2次総合計画では、このような社会の実現に向け、地域社会全体で障害のある方を支えると共に、障害のある方が自らの能力を最大限発揮し、自身も地域社会に貢献し、自己実現できるよう支援し、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁^{注3}を除去するため、本計画の理念を次のように定め、様々な施策の推進を図っていきます。

障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州

2. 基本原則

本計画の理念を実現するため、3つの基本原則にのっとり、全ての障害者施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 地域社会における共生

- ①全ての障害者は、地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保できること。
- ②全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の禁止

- ①障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならないこと。
- ②障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去の実施について合理的配慮がなされなければならないこと。
- ③女性の障害者や障害を持つ子ども（障害児）は、障害に加えて、更に複合的な困難な状況に置かれている場合があることを踏まえ、支援を行うこと。

(3) 総合的な支援

- ①障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して総合的な支援が講じられる必要があること。
- ②障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、各分野が必要な連携を行うこと。

- ③障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うこと。

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 自ら選び、決める視点（障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援）

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

(2) 地域全体で取り組む視点（アクセシビリティ^{※4}の向上）

障害者の地域社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、市民の理解のもと、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる地域社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

(3) ひとりの市民としての視点（障害特性等に配慮した支援）

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

4. PDCA サイクル

第1次総合計画では、施策を5分野44項目に整理し、それぞれの分野について対象期間に甲州市が講ずる施策の基本的な方向を示しました。第2次総合計画では、PDCA サイクル^{注5}に基づき、第1次総合計画の施策を検証した上で、継続すべき施策は引き継ぎつつ、新たな施策を加え、10分野103項目としました。

注3 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののことです（障害者基本法第2条）。

注4 アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。

注5 Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

第1次総合計画

分野	項目数
相談支援体制の充実	10
障害福祉サービスの充実	3
地域福祉の推進	22
働く場所の確保	3
まちづくりの推進	6
計	44

Check (評価)

第2次総合計画

分野		項目数		
		継続	新規	計
生活支援	相談支援体制の構築	6	4	10
	在宅サービス等の充実	3	2	5
	障害児支援の充実	7	0	7
	サービスの質の向上	2	2	4
	その他	4	1	5
	生活支援 (小計)	22	9	31
保健及び医療		1	11	12
教育, 文化芸術活動, スポーツ等		4	5	9
雇用, 就業及び経済的自立の支援		5	6	11
生活環境		1	10	11
情報アクセシビリティ		1	6	7
安全・安心		5	4	9
差別の解消及び権利擁護の推進		2	4	6
行政サービス等における配慮		1	5	6
国際協力		0	1	1
計		57	46	103

注: 第1次総合計画から継続の施策については、評価の過程で項目を統合し、分離し、及び構成変更したため、第1次総合計画と第2次総合計画の「継続」の項目数は、必ずしも一致しません。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

【基本的考え方】

障害の有無にかかわらず市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害福祉サービス等の支援を行います。

(1) 相談支援体制の構築

- 障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う施設として、甲州市福祉あんしん相談センター（甲州市障害者地域生活支援センター）を設置します。1-(1)-1
- 障害者が自らの決定に基づき、障害福祉サービス等を利用するために、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたセルフプラン（障害者自身が立てるサービス等利用計画）が作成できるように支援します。1-(1)-2
- 甲州市障害者自立支援協議会の委員に障害者又はその家族を委員として選任するよう配慮し、障害者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障（障害等により情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること）等を確保します。1-(1)-3
- 甲州市障害者自立支援協議会において、関係機関の連携や地域の実情に応じた体制整備についての協議を行い、障害者等への支援体制の整備を促進します。1-(1)-4
- 知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、後見等の業務を適正に行えるよう成年後見制度法人後見支援事業を実施します。1-(1)-5
- 甲州市障害者虐待防止センターを設置し、障害者及びその養護者に対して相談等の支援を行います。1-(1)-6
- 障害者が自らの決定に基づき、安心して障害福祉サービス等が利用できるよう、甲州市障害者ケアガイドラインを策定及び普及を行い、必要に応じて見直しを行います。1-(1)-7
- 身体障害、知的障害及び精神障害の3障害の障害者相談員を設置します。1-(1)-8
- 障害者個々の心身の状況や障害の特性に配慮するために、障害の種別に応じたピアカウンセラーを配置します。また、ピアカウンセラーの養成や、障害者の自主的な活動

を支援するために、自発的活動支援事業を実施します。1-(1)-9

(2) 在宅サービス等の充実

- 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて支援を行えるよう、市が定めた基準に基づき、適切にサービスを支給します。また、障害者が自らの決定に基づき、安心して障害福祉サービス等が利用できるよう、甲州市障害者ケアガイドラインを策定及び普及し、必要に応じて見直しを行います。(再掲)1-(2)-1
- 自宅で生活することを前提とした身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。1-(2)-2
- 甲州市の地域としての特長や利用者の状況に応じて、移動支援、地域活動支援センター等の事業（創作的活動、生産活動を行い、日常生活に必要な支援を行う事業）に取り組めます。1-(2)-3
- 障害の高齢化に対応するため、高齢者施策との連携を図りながら、適切な支援の在り方を検討していきます。1-(2)-4
- 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。1-(2)-5

(3) 障害児支援の充実

- 身近な地域において、障害児やその家族が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、教育、保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。1-(3)-1
- 障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受入れを促進します。1-(3)-2
- 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供、カウンセリング等の支援を行います。1-(3)-3
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。1-(3)-4

- 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の在宅支援の充実を図ります。1-(3)-5

（４）サービスの質の向上等

- 障害者が自らの決定に基づき、安心して障害福祉サービス等が利用できるよう、甲州市障害者ケアガイドラインを策定及び普及し、必要に応じて見直しを行います。（再掲）1-(4)-1
- 障害者の自己決定を尊重する観点から、セルフプランを推進する等、障害福祉サービスその他の制度の利用に当たり、本人に理解が可能な情報の提供などの意思決定の支援に努めます。1-(4)-2
- 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等が適切に障害福祉サービス等が利用できるよう、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた支給決定を行います。1-(4)-3
- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たって、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施できるように努めます。1-(4)-4

（５）人材の育成及び確保

- 障害者施策において、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職の有効活用を図り、確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、技師装具士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者の有効な活用を図ります。1-(5)-1

（６）福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

- 補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付及び貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供を行います。1-(6)-1
- 福祉用具の相談等に従事する職員は、積極的に研修に参加し、福祉用具について適切な情報提供が行えるように努めます。1-(6)-2
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）に対する周囲の理解が進むよう、広報を行うと共に、身体障害者が身体障害者補助犬を使用しやすい環境の整備に努めます。1-(6)-3

(7) 障害福祉サービス等の段階的な検討

- 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて支援を行えるよう、市が定めた基準に基づき、適切にサービスを支給します。1-(7)-1

2. 保健及び医療

【基本的考え方】

障害者が身近な地域において、保健及び医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、環境の整備に取り組みます。

(1) 保健及び医療の充実等

- 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう個別支援を行うとともに、関係機関との連携を図ります。その際、障害の重度化及び重複化の予防並びにその対応に留意します。2-(1)-1
- 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。2-(1)-2
- 骨、関節等の機能及び感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持回復が期待される障害について、適切な評価及び病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保が図れるよう個別支援を行うとともに、関係機関との連携に努めます。2-(1)-3
- 障害者の健康の保持及び増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防並びにこれらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療が受けられるよう関係機関との連携を図っていきます。2-(1)-4
- 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を支援します。(環境整備)2-(1)-5

(2) 精神保健の提供等

- 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見に努めます。2-(2)-1
- 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るため、精神障害者に対する当事者やその家族による相談活動(ピア・サポート)を推進します。2-(2)-2

(3) 人材の育成及び確保

- 健康相談等を行う職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健、医療及び福祉事業従事者間の連携を図ります。2-(3)-1

(4) 難病に関する施策の推進

- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮し、難病等の特性に対しての理解と協力の促進を図ります。2-(4)-1

(5) 障害の原因となる疾病等の予防及び治療

- 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施並びに周産期医療及び小児医療との連携を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療並びに早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療及び福祉の専門職との連携を図ります。2-(5)-1
- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養及び食生活、身体活動及び運動、休養、飲酒、喫煙、歯及び口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査及び保健指導の実施等に取り組みます。2-(5)-2
- 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療に関する情報提供を行い、市の保健サービス等の提供のために、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等との連携を促進します。2-(5)-3

3. 教育、文化芸術活動、スポーツ等

【基本的考え方】

障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる環境整備に取り組みます。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等に努めます。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、市と学校また本人と保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供するよう努めます。3-(1)-1
- 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時

点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。3-(1)-2

- 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談及び就学相談を推進します。3-(1)-3
- 可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導及び支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有し、活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定及び活用を行います。3-(1)-4

(2) 教育環境の整備

- 障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。3-(2)-1
- 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。3-(2)-2

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術活動及びスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に、障害者の芸術活動に対する支援や障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討します。3-(3)-1
- 市主催の文化芸術活動の公演、展示等において、障害者のニーズに応じた工夫や配慮が提供されるよう努めます。3-(3)-2
- 国、県、民間団体等が行う障害者の文化芸術活動及びスポーツ大会への参加を支援します。3-(3)-3

4. 雇用、就業及び経済的自立の支援

【基本的考え方】

働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者は、可能な限り一般就労できるよう、また就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援に取り組みます。

(1) 障害者雇用の促進

- 市は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇

用率の達成に向けた取組を進めます。4-(1)-1

- 使用者による障害者虐待の防止を図るため、市に相談や通報があった場合には、速やかに県労働局と連携し、個別の相談等への丁寧な対応を行います。4-(1)-2
- 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図るため、法律の改正の周知に努めます。4-(1)-3

（２）総合的な就労支援

- 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関との密接な連携を図ります。4-(2)-1
- 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）や、就労後の継続的な雇用の支援（定着支援）の推進を図ります。4-(2)-2

（３）障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- 障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品及びサービスの優先購入（調達）を推進します。4-(3)-1
- 農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報提供をし、農業分野での障害者就労を推進します。4-(3)-2

（４）福祉的就労の底上げ

- 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注に向けての支援等、就労継続支援事業所等の福祉的就労の工賃向上に向けた取組を支援します。4-(4)-1

（５）経済的自立の支援

- 年金や諸手当の受給資格を有する障害者が、制度の不知又は無理解により、障害年金等を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。
4-(5)-1
- 障害者による市が所有し、及び管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引、減免等の措置を講ずるように努めます。
4-(5)-2

5. 生活環境

【基本的考え方】

誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

(1) 住宅の確保

- 市営住宅のバリアフリー化に努めるとともに、福祉部局と住宅部局が連携し、障害者の市営住宅入居が円滑に行われるように努めます。5-(1)-1
- 住居入居等支援事業により、賃貸人及び障害者双方に対する情報提供等の支援や必要な相談を行い、住宅の確保に努めます。5-(1)-2
- 住宅のバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。5-(1)-3
- 障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームについて情報提供等の支援を行うとともに、その利用の促進を図ります。5-(1)-4

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

- 従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別的な輸送（スペシャル・トランスポート・サービス）を提供するため、移動支援事業を実施します。5-(2)-1

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- バリアフリー法並びに山梨県幸住条例に基づき、公共施設、公共的施設、民間施設等の整備基準に適合するよう指導し、建築物等の福祉環境整備を推進します。5-(3)-1
- 窓口業務を行う市の施設については、バリアフリー化した整備を行います。5-(3)-2
- 都市公園の整備に当たっては、安全で安心できる利用のため、バリアフリー法に基づき、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。5-(3)-3

(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- 都市計画マスタープランに基づき、福祉施設、医療施設、生活拠点等の適正かつ計画的な立地を推進し、バリアフリーに配慮した障害者が安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。5-(4)-1

○主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、安全で快適な歩道の整備を図ります。5-(4)-2

○サイン計画に基づき、車いす使用者、歩行困難者、視覚障害者等への配慮を行い、見やすく分かりやすい案内標識の整備を推進します。5-(4)-3

6. 情報アクセシビリティ

【基本的考え方】

障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

(1) 意思疎通支援の充実

○障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向けの通訳、介助員等の派遣による支援を行うとともに、手話奉仕員の養成研修等の実施により、人材の育成及び確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。6-(1)-1

○情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障害者に対する給付、利用の支援等を行います。6-(1)-2

○意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号や、介護者の心理的負担を軽減するための介護マーク等の普及及び利用の促進を図ります。6-(1)-3

(2) 行政情報のバリアフリー化

○各部局において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を行います。6-(2)-1

○災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、自主防災組織等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。6-(2)-2

○情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。6-(2)-3

○各部局において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。6-(2)-4

7. 安全・安心

【基本的考え方】

障害者が地域社会において、安全で安心して生活することができるよう、防災及び防犯対策や消費者被害からの保護等を推進します。

(1) 防災対策の推進

- 障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での地域防災計画等の作成，防災訓練の実施等の取組を推進し，災害に強い地域づくりを推進します。7-(1)-1
- 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう，自主防災組織等の協力を得つつ，障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。7-(1)-2
- 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な支援や，その後の安否確認を行うことができるよう，必要な体制の整備を行います。7-(1)-3
- 避難所，応急仮設住宅のバリアフリー化を促進するとともに，避難所において障害者が必要な物資を含め，障害特性に応じた支援を得ることができるような体制の整備に努めます。7-(1)-4
- 災害発生後にも継続して福祉サービス及び医療を提供することができるよう，障害者支援施設，医療機関等における災害対策を推進するとともに，地域内外の他の社会福祉施設，医療機関等との広域なネットワークの形成に取り組みます。7-(1)-5

(2) 防犯対策の推進

- 地域の障害者団体，福祉関係事業者等及び警察との連携の促進等により，犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。7-(2)-1

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 障害者団体，消費者団体，福祉関係事業者等地域の多様な主体の連携を促進し，障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。7-(3)-1
- 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護及び増進に資するよう，障害者に対する支援を行う者が研修に参加すると共に，障害者等に対する消費者教育を推進します。障害者団体，消費者団体，福祉関係団体，行政等地域の多様な主体の連携を促進し，障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組み。
7-(3)-2

- 被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進を図るため、日本司法支援センター（法テラス）の利用についての支援を進めます。7-(3)-3

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

【基本的考え方】

平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等障害者の権利擁護のための取組を進めます。

（１）障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。8-(1)-1

（２）権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法に関する広報及び啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止や養護者に対する支援に取り組めます。8-(2)-1
- 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、セルフプランの取組等の意思決定支援を行うとともに、成年後見制度の適切な利用の促進を進めます。8-(2)-2
- 当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援します。8-(2)-3
- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談、紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります（再掲）。8-(2)-4
- 障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。8-(2)-5

9. 行政サービス等における配慮

【基本的考え方】

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮を行います。

（１）行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

- 市における事務事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。9-(1)-1
- 市の職員等に対する障害者に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。9-(1)-2
- 各課及び各施設における行政情報の提供に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。9-(1)-3

（２）選挙等における配慮等

- 情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。9-(2)-1
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。9-(2)-2
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。9-(2)-3

10. 国際協力

【基本的考え方】

障害者団体等による国際交流の支援に努めます。

（１）障害者等の国際交流の推進

- 文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援します。
10-(1)-1

甲州市第2次障害者総合計画(第4期障害福祉計画・基本理念等)

1 法令の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき策定します。

2 基本的な理念

「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」と定めます。

3 第4期甲州市障害福祉計画の趣旨及び目的

「第4期甲州市障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービスに関する成果目標を設定し、各年度のサービスの量を活動指標として見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

4 本計画の位置づけ

本計画は、国及び山梨県の計画と整合性を図りながら、甲州市第2次障害者総合計画の一部を構成する障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。

5 本計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

障害者総合支援法第88条の3の規定に基づき設置する「甲州市障害者自立支援協議会」（以下「協議会」という。：甲州市附属機関の設置に関する条例第2条）において、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとします。

7 本計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法第88条の2の規定に基づき、活動指標その他の体制整備に関する事項を定期的に調査及び分析を行い、協議会において、検討及び評価を行います。その結果、成果目標等の達成のため、本計画の改善が必要である場合には、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

甲州市第2次障害者総合計画(第4期障害福祉計画・成果目標)

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域移行者数

平成29年度末における地域生活に移行する者が、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績等を勘案し、成果目標を設定することとします。(※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設は除いて設定することとします。)

9年間の実績

期	期間	目標数	退所者数	達成率	備考
第1期	H17～H20	8	2	25%	
第2期	H21～H23	10	6	60%	
第3期	H24～H26	8	0	0%	平成26年度では、2人の地域移行を支援中ですが、年度内の移行は困難です。

※第3期は見込数

(2) 入所者削減数

平成29年度末の施設入所者数を平成25年年度末時点の施設入所者から、4%以上削減することを基本とします。なお、平成25年度末時点の入所者数は40人であり、平成26年度の目標値である36人を超えていますので、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の削減割合に加えた割合としています。(※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設は除いて設定することとします。)

9年間の実績

期	期間	目標数	入所者数 (末日現在)	達成率	備考
第1期	H17～H20	37	41	90%	
第2期	H21～H23	37	40	93%	
第3期	H24～H26	36	38	95%	平成26年度は11月末日までに、2人の利用者が退所しています。

※第3期は見込数

成果目標

項目	数 値	考え方
平成25年度末時点の入所者数(A)	40 人	○平成25年度末の施設入所者数(A)
平成29年度末時点の入所者数(B)	32 人	○平成29年度末の施設入所者数(B)
【目標値】 地域生活移行者数(C)	5 人 12.5 (%)	○施設入所からGH、一般住宅等へ移行した者の数(C) ○地域移行の割合 $(C/A \times 100)$ 【国目標：12%以上】
【目標値】 入所者数削減見込(A-B)	8 人 20.0 (%)	○入所者数削減見込 $(D=A-B)$ ○削減割合 $(D/A \times 100)$ 【国目標：4%以上】

2 地域生活支援拠点数

障害者が、住み慣れた地元の暮らしの安心感を得て、施設から退所し、病院から退院し、あるいは親元から独立して生活するために、ひとり暮らしやグループホームでの生活の体験の機会を提供し、緊急時の受入対応体制が確保され、人材の確保、養成、連携等を通じた支援者の専門性を維持し、深化させるために、既存の障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が必要な機能を分担して、地域生活支援の機能を強化する体制を構築していきます（これを「面的な体制整備」と言います）。そのために、峡東圏域を1つの単位として、整備に必要な協議を関係機関と共に実施していきます。

成果目標

【目標値】 平成29年度 (箇所)	(内訳)				備考
	県 (箇所)	市 (箇所)	圏域 (箇所)	その他 (箇所)	
1			1		○峡東圏域として、1つの「面的な体制」を整備します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上の利用者が平成29年度中に一般就労に移行するよう、成果目標を設定することとします。
- (2) 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを基本として、就労移行支援利用者の増加率を加味して、成果目標を設定することとします。
- (3) 市の区域内に所在する就労移行支援事業所のうち、5割を就労移行支援率3割以上の事業所とする成果目標を設定します。
- なお、平成26年12月現在、市内には就労移行支援事業所は2箇所所在しています。

9年間の実績（福祉施設を利用して、一般就労に移行した者の数）

期	期間	目標数	一般就労移行者数	達成率	備考
第1期	H17～H20	3	4	133%	1年度あたり1人の就労が目標です。
第2期	H21～H23	12	11	92%	1年度あたり4人の就労が目標です。
第3期	H24～H26	12	10	83%	1年度あたり4人の就労が目標です。

※第3期は見込数

成果目標

(1) 一般就労移行者数		(2) 就労移行支援事業所の利用者数		(3) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	備考
H24年度実績 (人)	【目標値】 平成29年度 (人)	H24年度実績 (A) (人)	【目標値】 平成29年度 (B) (人)	【目標値】 平成29年度 (%)	市内には、平成26年12月現在、次の事業所が所在しています。 就労移行支援事業所 2箇所 就労継続支援A型事業所 2箇所 就労継続支援B型事業所 3箇所
4	8	6	28	50	
増加率 2倍		増加率 4.67			
○平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(A) ○平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数(B) ○倍率(B)/(A) 【国目標：2倍以上】		○平成25年度末において福祉施設を利用する者の数(A) ○平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(B) ○増加率(B/A) ※1.6＝6割増加 【国目標：6割以上増加】		○市の区域内に所在する就労移行支援事業所のうち、5割を就労移行支援率3割以上の事業所とする。	

甲州市第2次障害者総合計画(第4期障害福祉計画・活動指標)

1 訪問系サービス

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	計画	時間	474	633	736	745	774	802	1,605	1,605	1,678
	実績	時間	366	655	717	719	796	1,146	1,100	1,387	1,450
		人	—	—	—	—	—	—	—	41	58
	達成率	%	77.22%	103.48%	97.42%	96.51%	102.84%	142.89%	68.54%	86.42%	86.41%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	計画	時間	1,519	1,598	1,686
		人	85	100	120

(内訳)

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	計画	時間	554	579	605
		人	31	39	49
重度訪問介護		時間	518	526	535
		人	7	9	10
同行援護		時間	148	184	227
		人	11	14	19
行動援護		時間	299	309	319
		人	36	38	42
重度障害者等包括支援		時間	0	0	0
		人	0	0	0

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- (1) 同行援護を実施できる事業所が増えるよう、研修等の情報提供を行います。
- (2) 行動障害についての技術的な支援、情報提供を基幹相談支援センター（福祉あんしん相談センター）で行います。
- (3) 利用者及び事業者双方に、適切に訪問系サービスが利用できるよう、必要な相談及び助言を行います。

2 日中活動系サービス

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	計画	人日	453	675	809	935	1,454	1,974	1,210	1,232	1,276
		実績	154	184	416	611	784	876	1,305	1,286	1,300
	達成率	人								65	67
		%	34.00%	27.26%	51.42%	65.35%	53.92%	44.38%	107.85%	104.38%	101.88%
自立訓練	機能訓練	人日	0	1	1	31	42	54	15	35	35
		実績	0	7	20	46	25	8	0	0	0
		人								0	0
		達成率	%	0.00%	700.00%	2000.00%	148.39%	59.52%	14.81%	0.00%	0.00%
	生活訓練	人日	0	1	1	31	42	54	70	88	88
		実績	0	7	20	83	82	70	16	0	23
		人								0	1
		達成率	%	0.00%	700.00%	2000.00%	267.74%	195.24%	129.63%	22.86%	0.00%
就労移行支援	計画	人日	37	91	102	161	235	311	301	321	401
		実績	0	18	87	167	179	221	199	103	180
	達成率	人								6	10
		%	0.00%	19.78%	85.29%	103.73%	76.17%	71.06%	66.11%	32.09%	44.89%
就労継続支援	就労継続支援A型	人日	0	3	19	34	69	104	120	140	160
		実績	0	0	0	4	61	74	180	177	180
		人								11	12
		達成率	%	0.00%	0.00%	0.00%	11.76%	88.41%	71.15%	150.00%	126.43%
	就労継続支援B型	人日	0	36	74	292	319	346	669	703	773
		実績	0	0	265	83	547	535	751	835	850
		人								50	55
		達成率	%	0.00%	0.00%	358.11%	28.42%	171.47%	154.62%	112.26%	118.78%
療養介護	計画	人日	0	3	3	3	3	3	152	152	152
		実績	0	0	0	0	0	0	150	150	150
	達成率	人								5	5
		%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	98.68%	98.68%	98.68%
短期入所	計画	人日	35	41	47	48	49	50	72	72	72
		実績	51	31	29	50	46	58	84	88	85
	達成率	人								11	11
		%	145.71%	75.61%	61.70%	104.17%	93.88%	116.00%	116.67%	122.22%	118.06%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	計画	人日	1,314	1,361	1,410
		人	69	71	73
自立訓練（機能訓練）		人日	23	23	23
		人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）		人日	23	23	23
		人	1	1	1
就労移行支援		人日	315	393	491
		人	16	22	28
就労継続支援（A型）		人日	183	209	239
		人	13	14	15
就労継続支援（B型）		人日	865	951	1,046
		人	60	65	70
療養介護		人日	150	150	150
		人	5	5	5
短期入所（福祉型）		人日	82	82	82
		人	11	11	11
短期入所（医療型）		人日	23	23	23
		人	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
生活介護	事業所のサービスの質の向上のための指導及び助言を行います。
機能訓練	障害の特性に応じ、在宅での生活が可能となる訓練が受けられるよう、必要な支給決定を行うと共に、訓練後の行き先について必要な相談及び助言を行います。
生活訓練	
就労移行支援	迅速な支給決定、定着支援の支給決定等を行い、就労移行率を高めます。
就労継続支援A型	設置を予定する事業者に対し、必要な情報提供を行うと共に、地域性へ配慮した事業の実施を指導します。
就労継続支援B型	利用者の工賃が向上するよう、協議会を通じ、様々な働きかけを行います。
療養介護	安定して利用が継続できるよう、必要な相談及び助言を行います。
短期入所（福祉）	短期入所の送迎を移動支援で行う等利便性が向上するよう配慮します。
短期入所（医療）	緊急時等に利用が可能となるよう、必要な調整を行います。

3 居住系サービス

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	計画	人	17	19	28	28	28	28	26	29	33
	実績		15	16	21	15	21	19	23	23	25
	達成率	%	88.24%	84.21%	75.00%	53.57%	75.00%	67.86%	88.46%	79.31%	75.76%
施設入所支援 (平成23年度までは、旧入所サービス分を含む)	計画	人	40	40	40	41	38	37	42	40	36
	実績		42	46	43		43	42	43	41	40
	達成率	%	0.00%	115.00%	107.50%	104.88%	113.16%	113.51%	102.38%	102.50%	111.11%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	計画	人	27	31	35
施設入所支援			39	35	32

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
共同生活援助	本人が希望する地域で生活が可能となるよう、新たな事業所の開設並びに定員の増について相談、助言及び指導を行います。
施設入所支援	施設の入所又は退所が円滑に出来るよう、必要な相談支援を行います。

4 相談支援

5年間の実績

種類		単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	計画	人	27	31	40	93	153
	実績		2	3	4	4	150
	達成率		7.41%	9.68%	10.00%	4.30%	98.04%
地域移行支援	計画	人			1	1	1
	実績				0	1	1
	達成率				0.00%	100.00%	100.00%
地域定着支援	計画	人			1	1	1
	実績				0	0	2
	達成率				0.00%	0.00%	200.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画	人	150	150	150
地域移行支援			1	2	3
地域定着支援			3	4	5

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
計画相談支援	事業所の新規開設を促すと共に、基幹相談支援センター（福祉あんしん相談センター）において、相談支援専門員に対し、必要な助言、調整等の支援を行います。
地域移行支援	医療機関、施設等との連携が円滑に行えるよう、基幹相談支援センター（福祉あんしん相談センター）において必要な助言、調整等の支援を行います。
地域定着支援	計画相談その他の障害福祉サービス、地域生活支援事業との連携が円滑に行えるよう、基幹相談支援センター（福祉あんしん相談センター）において必要な助言、調整等の支援を行います。

5 障害児支援（児童福祉法分）

3年間の実績

種類		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	計画	人日	80	100	150
	実績			94	100
		人		9	10
	達成率	%	0.00%	94.00%	66.67%
放課後等デイサービス	計画	人日	60	150	300
	実績			3	3
		人		1	1
	達成率	%	0.00%	2.00%	1.00%
保育所等訪問支援	計画	人日	1	10	15
	実績			2	2
		人		2	2
	達成率	%	0.00%	20.00%	13.33%
障害児相談支援	計画	人	4	10	20
	実績			0	18
	達成率	%	0.00%	0.00%	90.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型児童発達支援	計画	人日	115	136	158
		人	11	13	15
医療型児童発達支援		人日	23	23	23
		人	1	1	1
放課後等デイサービス		人日	48	60	96
		人	16	20	24
保育所等訪問支援		人日	4	6	8
		人	4	6	8
障害児相談支援		人	32	40	48

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
福祉型児童発達支援	福祉型児童発達支援を円滑に利用できるよう、医学的診断や手帳の有無に関わらず必要な支援を受けることができるよう保健、医療及び福祉の連携を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援を安心して利用できるよう、その他の障害福祉サービス、地域生活支援事業との連携を図ります。
放課後等デイサービス	事業所の新設を促すと共に、障害の特性に応じた支援が行えるよう、必要な相談、助言等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等と児童発達支援等の並行通園（並行利用）が円滑に行えるよう、基幹相談支援センター（福祉あんしん相談センター）において必要な助言、調整等の支援を行います。
障害児相談支援	事業所の新規開設を促すと共に、基幹相談支援センター（福祉あんしん相談センター）において、相談支援専門員に対し、必要な助言、調整等の支援を行います。

甲州市第2次障害者総合計画(第4期障害福祉計画・活動指標)

6 地域生活支援事業（必須事業）

1) 理解促進研修・啓発事業

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計画	回	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
理解促進研修・啓発事業	主として、障害特性の分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や福祉用具等の使用体験等の機会を年に1回以上実施します。

2) 自発的活動支援事業

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計画	件	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
自発的活動支援事業	多くの障害者等やその家族、地域住民が事業に関わることができる形で、障害者自身の社会活動支援やボランティアの活動支援に資するため、ボランティアセンターの運営経費の一部を補助します。

3) 相談支援事業

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター機能強化事業	計画	件	1	1	1
住居入居等支援事業			1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センターの強化を図るため、保健師を配置し、専門的な指導、助言、研修会等の企画、連携会議の開催を行います。なお、実施にあたっては、甲州市障害者自立支援協議会において協議を行い、実施計画を作成し、実績について評価を行います。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たり、支援が必要な障害者等について、入居の支援、サポート体制の構築を図ります。

4) 成年後見制度利用支援事業

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	計画	件	3	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績		3	2	0	0	1	1	0	3	3
	達成率	%	100.00%	200.00%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	300.00%	300.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計画	件	3	3	3

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
成年後見制度利用支援事業	本人、関係機関等の申出等に基づき、障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成すると共に、制度の利用を支援します。

5) 成年後見制度法人後見支援事業

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	件	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制を整えるため、支援体制を構築すると共に、検討会や研修等の開催を検討します。

6) 意思疎通支援事業
9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
意思疎通支援事業	計画	件	30	30	60	60	60	60	40	40	40
	実績		6	10	27	33	33	30	26	35	50
	達成率	%	20.00%	33.33%	45.00%	55.00%	55.00%	50.00%	65.00%	87.50%	125.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	計画	件	55	60	65

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

7) 日常生活用具給付等事業
9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	計画	5	5	5	6	6	6	2	2	2
		実績	8	3	4	0	0	2	0	2	2
		達成率	160.00%	60.00%	80.00%	0.00%	0.00%	33.33%	0.00%	100.00%	100.00%
	自立生活支援用具	計画	10	10	11	11	12	12	4	4	4
		実績	11	1	2	3	2	4	3	4	2
		達成率	110.00%	10.00%	18.18%	27.27%	16.67%	33.33%	75.00%	100.00%	50.00%
	在宅療養支援用具	計画	9	9	10	10	11	11	2	2	2
		実績	6	3	5	3	1	2	2	4	2
		達成率	0.00%	33.33%	50.00%	30.00%	9.09%	18.18%	100.00%	200.00%	100.00%
	情報・意思疎通支援用具	計画	13	14	14	15	15	15	5	5	5
		実績	12	11	14	2	6	5	3	21	33
		達成率	92.31%	78.57%	100.00%	13.33%	40.00%	33.33%	60.00%	420.00%	660.00%
	排せつ管理支援用具	計画	195	203	212	222	231	231	540	540	540
		実績	25	85	94	463	504	520	532	406	643
		達成率	0.00%	41.87%	44.34%	208.56%	218.18%	225.11%	98.52%	75.19%	119.07%
	居宅生活動作補助用具	計画	3	3	3	3	4	4	2	2	2
		実績	2	1	1	1	0	2	3	1	1
		実績	0.00%	33.33%	33.33%	33.33%	0.00%	50.00%	150.00%	50.00%	50.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	計画 件	3	4	5
	自立生活支援用具		4	4	4
	在宅療養支援用具		4	4	4
	情報・意思疎通支援用具		40	50	60
	排せつ管理支援用具		650	750	850
	居宅生活動作補助用具		3	3	3

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
日常生活用具については、福祉機器及び用具の機能等について適切に情報提供を図るとともに、技術革新による新たな器具の効果を検証しながら給付又は貸与する物品を検討して行きます。なお、給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等を勘案し、真に必要な障害者に適正な用具をより低廉な価格で購入することとし、判断等が困難な場合には障害者相談所等に助言を求めます。また、用具の再給付については、耐用年数を勘案すると共に、破損や修理不能の状況等を適切に判断し行います。	

8) 手話奉仕員養成研修事業

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	人	8	9	10

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成すると共に、聴覚障害者等との交流活動を計画する等手話奉仕員の活動を推進します。

9) 移動支援事業

9年間の実績

種類			単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	利用者延べ数	計画	人	101	105	112	371	374	377	392	384	376
		実績		158	344	364	440	423	400	324	310	316
		達成率	%	156.44%	327.62%	325.00%	118.60%	113.10%	106.10%	82.65%	80.73%	84.04%
	延べ利用時間数	計画	時間	872	985	1,088	4,233	4,274	4,315	4,228	4,143	4,060
		実績		2,002	3,916	4,150	4,729	4,398	3,840	2,622	2,501	2,226
		達成率	%	229.59%	397.56%	381.43%	111.72%	102.90%	88.99%	62.02%	60.37%	54.83%
	実施箇所数	計画	箇所	5	6	6	8	8	8	8	8	8
		実績		5	6	7	7	7	8	8	8	8
		達成率	%	100.00%	100.00%	116.67%	87.50%	87.50%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	利用者延べ数	人	360	380	400
	延べ利用時間数	時間	2,400	2,600	2,800
	実施箇所数	箇所	8	8	8

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
移動支援事業	移動が困難な障害者等の外出のために、①ガイドヘルプ、②車両移送（福祉有償運送、無償移送）、③介助用車両の貸付等の手段により、マンツーマンやグループで支援を行います。なお、事業の実施は、多様な事業者へ委託し、事業者が選択できるように努めます（無償移送及び車両貸付については、その公益性から、甲州市社会福祉協議会に委託し実施します。）

10) 地域活動支援センター機能強化事業

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	基礎的事業	計画	箇所	4	5	4	4	4	4	3	3
		実績		4	5	5	5	4	4	3	3
		達成率	%	100.00%	100.00%	125.00%	125.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	利用実人員 (機能強化事業対象人員)	計画	人	70	83	77	58	66	76	60	40
		実績		34	49	50	64	65	59	60	37
		達成率	%	48.57%	59.04%	64.94%	110.34%	98.48%	77.63%	100.00%	92.50%
	機能強化事業	計画	箇所	3	4	4	3	3	3	2	2
		実績		3	4	4	3	3	2	2	2
		達成率	%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	66.67%	100.00%	100.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	基礎的事業	箇所	2	2	2
	利用実人員 (機能強化事業対象人員)	人	19	19	19
	機能強化事業	箇所	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
基礎的事業	福祉あんしん相談センターの他、1箇所を特定非営利活動法人等に委託して実施します。
機能強化事業	地域全体における地域活動支援センターの役割に応じ、創作的活動並びに生産活動の機会の提供を同時に提供できる体制を確立するために、機能強化事業を実施します。

7 地域生活支援事業（その他事業・日常生活支援）

1) 訪問入浴事業

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴事業	計画	人	1	1	1	1	1	1	3	3	3
	実績		1	1	1	2	2	3	3	4	5
	達成率	%	100.00%	100.00%	100.00%	200.00%	200.00%	300.00%	100.00%	133.33%	166.67%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴事業	計画	人	5	6	7

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
訪問入浴	自宅の設備及び通所等での入浴が困難な障害者の生活を支援するために、訪問入浴車による入浴を実施します。

2) 生活支援事業

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活支援事業	利用者実数	計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	1	2	2	2	2	1	1
		達成率	0.00%	0.00%	50.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	50.00%	50.00%
	実施箇所数	計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	2	2	2	2	1	1
		達成率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	50.00%	50.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援事業	利用者実数	人	2	2	2
	実施箇所数	箇所	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
生活支援事業	概ね3箇月から6箇月程度の訓練（通学、通所、公共交通機関利用等の訓練を含む。）を実施することで、社会生活及び自立生活が広がる可能性のある障害者に、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。

3) 日中一時支援事業

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	利用者実数	計画	35	37	38	44	45	46	46	46	46
		実績	29	42	43	26	24	30	37	41	34
		達成率	82.86%	113.51%	113.16%	59.09%	53.33%	65.22%	80.43%	89.13%	73.91%
	実施箇所数	計画	5	6	6	7	7	7	7	7	7
		実績	5	7	7	7	6	6	7	5	5
		達成率	100.00%	116.67%	116.67%	100.00%	85.71%	85.71%	100.00%	71.43%	71.43%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	利用者実数	人	41	42	43
	実施箇所数	箇所	5	5	5

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
日中一時支援事業	障害福祉サービス並びに児童福祉サービスで不足する日中における活動の場として事業を実施します。また必要に応じて送迎のサービスを行うと共に、事業の実施を多様な事業者へ委託をし、事業所を選択できるように努めます。

8 地域生活支援事業（その他事業・社会参加支援）

1) 点字・声の広報等発行

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
声の広報発行	計画	回	12	12	12

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
声の広報発行	文字による情報入手が困難な障害者等のために、市報を音声に録音し、必要な障害者等に提供します。

2) 自動車運転免許取得・改造助成

9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得費助成事業	計画	人	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0	1	0	0	0	0	1
	達成率	%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%

※平成26年度は見込数です。
9年間の実績

種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者用自動車改造費助成事業	計画	人	1	1	1	2	2	2	1	1	1
	実績		1	2	0	1	0	0	1	0	1
	達成率	%	100.00%	200.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%

※平成26年度は見込数です。

活動指標

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得費助成事業	計画	人	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
自動車運転免許取得費助成事業	県下の状況では、自動車運転免許の取得は、一般就労にほぼ必要な条件となっており、こうした状況を踏まえ、免許の取得を支援し、障害者の経済的な自立を支援します。

種類		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者用自動車改造費助成事業	計画	人	1	1	1

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策	
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者について、その障害の特性に合ったハンドル等の改造を行い、社会参加等のための移動を支援します。

V 計画の推進体制

1. 推進体制の充実

第2次障害者総合計画を推進するため、その中心的な役割を担う自立支援協議会の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため、必要な連携に努めます。また、さまざまな機会や手法を通して、市民の意向、障害者の実態やニーズを常に収集し、把握し、自立支援協議会において協議検討すると共に、具体的な施策に反映させるように努めます。

2. 計画の実施状況の点検及び評価

計画の進み具合や実施状況を分かりやすく点検し、その結果を検討して評価をする作業を自立支援協議会が行う際には、PDCAサイクルの考え方にに基づき行います。

P（計画）・・・障害福祉施策及び障害福祉サービスの基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

D（実行）・・・計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

C（評価）・・・各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握し、評価を行います。

A（改善）・・・評価を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用し、今回の計画の実施状況について、自立支援協議会において、毎年、点検及び評価を行い、その結果を公表します。

この評価結果を踏まえ、障害福祉施策の見直し等の検討を行い、ひとりひとりの市民に対応するきめ細やかな施策が進められるよう努力します。

3. 計画の見直し

第2次障害者総合計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の平成30年度には、国の方針に基づき「障害福祉計画」部分の改定を行う予定ですので、それに併せて第2次障害者総合計画の見直しを行う予定です。

4. 成果目標

第2次障害者総合計画は、PDCAサイクルに基づく評価をわかりやすく行うため、成果目標を設定し、成果目標が設定された分野については、これに基づき評価を行います。

5. 国、山梨県・及び辺自治体との連携

施策を推進するにあたっては、国や山梨県の制度を活用してその充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために、周辺自治体との連携に努めます。

第2次障害者総合計画関連成果目標

1. 障害者基本計画関連

事項	設定内容	目標
1. 生活支援	セルフプランの作成支援	サービス利用計画全体の25% (平成32年度末)㊦
	甲州市障害者自立支援協議会の委員に障害者である委員を委嘱	3障害全てについて障害者である委員の委嘱(平成32年度末)㊦
	当事者同士の意見交換会の実施	年に1回以上の意見交換会の開催 (平成32年度末)㊦
	甲州市ケアガイドラインの策定	ケアガイドラインの継続的な策定 (平成32年度末)㊦
	ピアカウンセラーの養成・設置	3障害全てのピアカウンセラーの設置 (平成32年度末)㊦
	3障害の障害者相談員の設置	3障害全ての障害者相談員の設置 (平成32年度末)㊦
3. 教育、文化芸術活動、スポーツ等	特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率	80%以上 (平成29年度)㊦
	特別支援教育に関する教育研修の受講率	80%以上 (平成29年度)㊦
	特別支援教育に関する校内委員会の設置率	90%以上 (平成29年度)㊦
	特別支援教育コーディネーターの指名率	90%以上 (平成29年度)㊦
4. 雇用、就業等	市の障害者雇用率	2.30% (平成29年度)㊦
5. 生活環境	特定道路におけるバリアフリー化率 ⁱ	約100% (平成32年度末)㊦
	都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 ⁱⁱ	園路及び広場：約60% 駐車場：約60% 便所：約45% (平成32年度末)㊦
	特定路外駐車場のバリアフリー化率 ⁱⁱⁱ	約70% (平成32年度末)㊦
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ^{iv}	約60% (平成32年度末)㊦
※㊦ 市が独自に設定するもの ㊦ 国が障害者基本計画において定めたもの		

ⁱ バリアフリー法に規定する特定道路のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合

ⁱⁱ バリアフリー法に規定する特定公園施設である園路、広場、駐車場、及び便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動円滑化基準に適合した都市公園の割合

ⁱⁱⁱ 特定路外駐車場のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合

^{iv} 床面積 2,000 m²以上の特別特定建築物の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築移動等円滑化基準に適合するものの割合

2. 障害福祉計画関連

障害福祉計画部分に記載

資料 1 人口の推移

1 人口の推移

性別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
男性	18,194	18,069	17,858	17,708	17,491	17,263	17,031	16,864	16,640	16,392
女性	19,107	19,017	18,794	18,648	18,486	18,331	18,116	17,974	17,829	17,561
計	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953

(単位：人 各年4月1日現在)

※平成17年のみ11月1日現在

2 年齢別の状況

年齢	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口 (15才未満)	5,214	5,147	5,001	4,897	4,773	4,609	4,454	4,393	4,234	4,105
生産人口 (15～64歳)	22,465	22,288	21,888	21,534	21,132	20,895	20,682	20,382	20,015	19,416
高齢人口 (65歳以上)	9,622	9,651	9,763	9,925	10,072	10,090	10,011	10,063	10,220	10,432
計	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953

(単位：人 各年4月1日現在)

※平成17年のみ11月1日現在

3 高齢化率	25.80%	26.02%	26.64%	27.30%	28.00%	28.35%	28.48%	28.89%	29.65%	30.72%
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

4 年齢別の状況 (再掲)

年齢	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～17歳	5,996	5,927	5,753	5,647	5,532	5,353	5,210	5,145	4,924	4,816
18～64歳	21,683	21,508	21,136	20,784	20,373	20,151	19,926	19,630	19,325	18,705
65歳以上	9,622	9,651	9,763	9,925	10,072	10,090	10,011	10,063	10,220	10,432
計	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953

(単位：人 各年4月1日現在)

※平成17年のみ11月1日現在

資料2 障害者数の推移

1 障害者手帳の交付者の推移

種別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳	1,486	1,507	1,528	1,562	1,567	1,555	1,599	1,605	1,617	1,532	1,497
療育手帳	162	172	182	188	196	200	209	214	219	228	226
精神保健福祉手帳	164	160	169	164	176	197	208	218	223	224	227
計	1,812	1,839	1,879	1,914	1,939	1,952	2,016	2,037	2,059	1,984	1,950

(単位：人 各年4月1日現在)

2 年齢別障害別の状況

身体障害者手帳

平成18年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	%
0～17歳	8	5	4	0	2	1	20	1.31%
18～64歳	129	60	73	89	42	29	422	27.62%
65歳以上	313	197	194	243	51	88	1,086	71.07%
計	450	262	271	332	95	118	1,528	100.00%

平成20年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	%
0～17歳	16	5	3	0	1	1	26	1.65%
18～64歳	118	59	68	83	41	30	399	25.32%
65歳以上	333	204	207	254	58	95	1,151	73.03%
計	467	268	278	337	100	126	1,576	100.00%

平成23年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	%
0～17歳	6	3	2	0	1	2	14	0.87%
18～64歳	115	62	64	87	37	29	394	24.55%
65歳以上	355	204	195	304	53	86	1,197	74.58%
計	476	269	261	391	91	117	1,605	100.00%

平成26年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	%
0～17歳	7	3	0	0	0	0	10	0.67%
18～64歳	117	51	62	87	31	25	373	24.92%
65歳以上	347	186	180	270	51	80	1,114	74.42%
計	471	240	242	357	82	105	1,497	100.00%

(単位：人)

療育手帳

平成18年4月1日現在

年齢	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2	計	%
0～17歳	3	5	10	0	17	10	45	24.73%
18～64歳	9	21	28	2	37	20	117	64.29%
65歳以上	0	0	12	1	4	3	20	10.99%
計	12	26	50	3	58	33	182	100.00%

平成20年4月1日現在

年齢	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2	計	%
0～17歳	3	5	9	0	12	17	46	23.47%
18～64歳	10	19	27	1	41	27	125	63.78%
65歳以上	1	2	12	1	6	3	25	12.76%
計	14	26	48	2	59	47	196	100.00%

平成23年4月1日現在

年齢	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2	計	%
0～17歳	1	4	11	0	15	19	50	23.36%
18～64歳	14	21	28	1	47	27	138	64.49%
65歳以上	1	1	13	1	6	4	26	12.15%
計	16	26	52	2	68	50	214	100.00%

平成26年4月1日現在

年齢	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2	計	%
0～17歳	3	4	11	1	20	27	66	29.20%
18～64歳	12	23	31	1	43	32	142	62.83%
65歳以上	1	0	10	1	4	2	18	7.96%
計	16	27	52	3	67	61	226	100.00%

(単位：人)

精神保健福祉手帳

平成18年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	計	%
0～17歳	1	1	0	2	1.18%
18～64歳	30	86	13	129	76.33%
65歳以上	21	17	0	38	22.49%
計	52	104	13	169	100.00%

平成20年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	計	%
0～17歳	1	0	0	1	0.57%
18～64歳	25	93	13	131	74.43%
65歳以上	21	23	0	44	25.00%
計	47	116	13	176	100.00%

平成23年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	計	%
0～17歳	0	2	0	2	0.92%
18～64歳	24	126	17	167	76.61%
65歳以上	24	24	1	49	22.48%
計	48	152	18	218	100.00%

平成26年4月1日現在

年齢	1級	2級	3級	計	%
0～17歳	0	0	0	0	0.00%
18～64歳	21	133	22	176	77.53%
65歳以上	24	25	2	51	22.47%
計	45	158	24	227	100.00%

(単位：人)

資料3 障害者の人口に占める割合

1 人口に占める割合

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953
障害者手帳交付数	1,839	1,879	1,914	1,939	1,952	2,016	2,037	2,059	1,984	1,950
%	4.93%	5.07%	5.22%	5.33%	5.43%	5.66%	5.80%	5.91%	5.76%	5.74%

平均値

5.48%

(単位：人 各年4月1日現在)
※平成17年のみ11月1日現在

身体障害者

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953
身体障害者手帳	1,507	1,528	1,562	1,567	1,555	1,599	1,605	1,617	1,532	1,497
%	4.04%	4.12%	4.26%	4.31%	4.32%	4.49%	4.57%	4.64%	4.44%	4.41%

4.36%

(単位：人 各年4月1日現在)
※平成17年のみ11月1日現在

知的障害者

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953
療育手帳	172	182	188	196	200	209	214	219	228	226
%	0.46%	0.49%	0.51%	0.54%	0.56%	0.59%	0.61%	0.63%	0.66%	0.67%

0.57%

(単位：人 各年4月1日現在)
※平成17年のみ11月1日現在

精神障害者

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	37,301	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953
精神保健福祉手帳	160	169	164	176	197	208	218	223	224	227
%	0.43%	0.46%	0.45%	0.48%	0.55%	0.58%	0.62%	0.64%	0.65%	0.67%

0.55%

(単位：人 各年4月1日現在)
※平成17年のみ11月1日現在

2 年齢別の割合

平均値

0～17歳

年齢	平成18年	平成20年	平成23年	平成26年
人口	5,927	5,647	5,210	4,816
障害者数	67	73	66	76
%	1.13%	1.29%	1.27%	1.58%

1.32%

18～64歳

年齢	平成18年	平成20年	平成23年	平成26年
人口	21,508	20,784	19,926	18,705
障害者数	668	655	699	691
%	3.11%	3.15%	3.51%	3.69%

3.36%

65歳以上

年齢	平成18年	平成20年	平成23年	平成26年
人口	9,651	9,925	10,011	10,432
障害者数	1,144	1,220	1,242	1,183
%	11.85%	12.29%	12.41%	11.34%

11.97%

(単位：人 各年4月1日現在)

資料5

別表

甲州市の障害者福祉に関する記載がある計画 平成26年12月1日現在

No	計画名	期間 (始期)	期間 (終期)	通称	根拠法
1	甲州市総合計画（甲州市まちづくりプラン）	平成20年度	平成29年度	甲州市まちづくりプラン	地方自治法（第2条第4項）
2	甲州市地域防災計画	平成17年度			災害対策基本法（第40条）
3	甲州市サイン計画	平成25年度			
4	甲州市図書館基本計画	平成21年度	平成25年度		
5	甲州市子どもの読書活動推進計画	平成24年度	平成28年度		子どもの読書活動の推進に関する法律（第9条第2項）
6	甲州市教育振興基本計画	平成25年度	平成29年度		教育基本法（第17条第2項）
7	甲州市商業振興計画	平成24年度	平成28年度		
8	甲州市健康増進計画	平成21年度	平成30年度	第1次甲州市健康増進計画	健康増進法（第8条第2項）
9	甲州市新型インフルエンザ対策行動計画	平成21年度			
10	甲州市地域福祉計画	平成26年度	平成30年度	第2次甲州市地域福祉計画	社会福祉法（第107条）
11	甲州市障害者基本計画	平成18年度	平成26年度	甲州市障害者総合計画	障害者基本法（第11条第3項）
12	甲州市障害者障害福祉計画	平成24年度	平成26年度		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第88条)
13	甲州市介護保険事業計画	平成24年度	平成26年度		介護保険法（第117条）
14	甲州市高齢者福祉計画	平成24年度	平成26年度	甲州高齢者いきいきプラン	老人福祉法（第20条の8）
15	甲州市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度	平成31年度	甲州市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条

注：「障害者」と明記している計画のみを掲載しています。（ユニバーサルデザイン等の記載は除いています。）

第6節 障害者施策

現状と課題

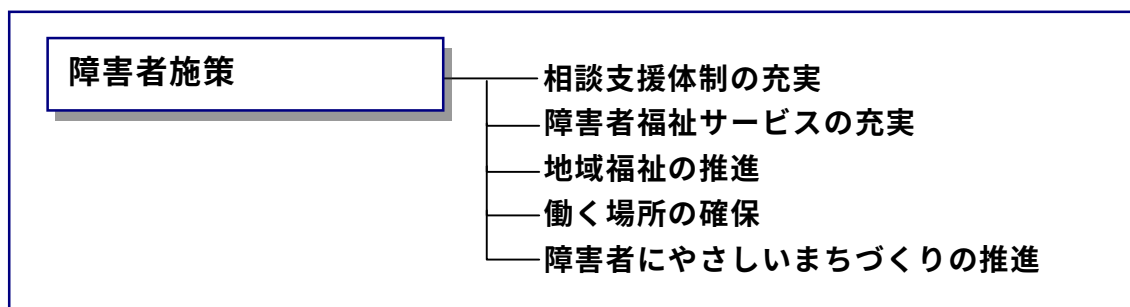
- 近年、障害者数はますます増加しており、本人及び介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。
- さらに平成18年度からは「障害者自立支援法」に基づく3障害一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われました。
- 本市の心身障害者手帳交付者は1,911人（内訳：身体障害者手帳交付者1,562人、療育手帳（知的）交付者188人、精神障害者保健福祉手帳交付者161人）（平成19年4月1日現在）となっており、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、生活などの支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付や障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進など、多様な施策を推進しています。
- 特に、障害者が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した「福祉あんしん相談センター」を設置し、問題解決と相談体制の充実を図っています。
- 障害者自立支援法の施行に伴う各種制度の改正を踏まえて策定した障害者総合計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー*のまちづくりなど、障害者施策の総合的推進に努める必要があります。

施策の目的

すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの提供など各種施策を総合的、計画的に推進します。

* バリアフリー：無障壁。様々な障壁をなくすこと。

施策の体系



主要施策

(1) 相談支援体制の充実

障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心としながら、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。また、一人ひとりの環境にあった適切な就学・就労相談及び指導に努め、障害者自立支援協議会を中核とした推進体制の強化を図ります。

(2) 障害者福祉サービスの充実

「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるよう努めていきます。また、家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援をしていきます。

(3) 地域福祉の推進

障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実に努めるとともに、地域生活支援事業を確実に実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めます。

(4) 働く場所の確保

障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業所への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実に努めます。

（５）障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、すべての市民にとって利用しやすい環境の推進を図ります。また、災害などの緊急時における支援体制の構築を図ります。

施策の展開

主要施策	主要事業
（１）相談支援体制の充実	・ 障害者福祉計画推進事業
（２）障害者福祉サービスの充実	・ 障害者福祉事業
（３）地域福祉の推進	・ 障害者福祉関係団体育成・支援事業
（４）働く場所の確保	・ 障害者自立支援事業
（５）障害者にやさしいまちづくりの推進	・ 各種関連事業との連携の強化

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行による削減	人	41	37	障害者の自立に向けた環境整備に努めます。
入院中の退院可能精神障害者の減少	人	9	0	〃
福祉施設から一般就労への移行	人	0	4	〃

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・ 障害者への理解を深め、自立や社会参加への支援を行います。	【地域】 ・ 障害者が参加できる地域活動の機会をつくれます。 ・ 障害者が安心して生活できる環境をつくれます。 【事業者】 ・ 障害者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

(4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域福祉計画の策定のもと、地域福祉の充実を図ります。

また、ノーマライゼーション*の理念の啓発・広報活動を推進し、市民の福祉意識の高揚を図ります。

さらに、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体など各種団体の福祉活動を育成・支援するとともに、個人、事業者等がそれぞれの立場で地域福祉に貢献しやすい環境づくりに努めます。

(5) 高齢者施策

本格的な高齢社会が到来している中、地域で支え合いながら生きがいを持って高齢者が暮らせるまちづくりに向け、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、在宅福祉等の各種保健福祉サービスの充実を図るとともに要介護・要支援の高齢者に対し、各種介護保険サービスの充実に努めます。

また、総合相談支援・権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等の機能を備えた地域包括支援センターを拠点に地域支援事業の推進を図ります。

さらに、シルバー人材センターの活用、老人クラブ活動等への支援を行い、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを進めます。

(6) 障害者施策

障害者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりに向け、障害者計画(障害者基本計画・障害福祉計画)に基づき、相談支援の充実、障害者福祉サービス充実、地域生活支援事業の実施など総合的な自立支援を図るとともに、障害者団体への支援、障害者関連施設の設置促進、就労機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進に努めます。

また、障害者が利用しやすい施設整備や道路整備など障害者にやさしいまちづくりを進めます。

(7) 社会保障

国民健康保険事業は極めて厳しい財政状況にありますが、健全化に向け、保健事業の推進や医療費適正化対策に努めます。

また、生活保護世帯の自立・就労支援に向け、関係機関との連携のもと、実情に応じた自立支援プログラムに沿った生活保護制度の適正な運用を図ります。

* ノーマライゼーション：障害者も健常者も等しく社会生活をするのが望ましいとする考え。

3章．サイン整備計画

1．整備の基本方針

1) サイン整備の目標

・だれもが、安全・安心して移動できるサイン整備

公共サインの主な役割である「目的までの円滑な誘導」を基に、ユニバーサルデザインの視点の考慮し、年齢や言語等に関わらず、誰もが見やすく、安全に安心して移動できるサイン整備を目指します。

・景観に配慮した質の高いサイン整備

良好な景観の形成を目指している甲州市として、良好な景観形成の規範となるような、シンプルで美しいデザインとし、必要な種類のサインを効果に配置できるサイン整備を目指します。

・地域特性を考慮した統一感のあるサイン整備

既存のサインを活かしながら、案内誘導情報を連続して提供できることを確保し、地域特性を考慮した統一感のあるデザインのサイン整備を目指します。

2) サイン整備の基本方針

- ① エリア誘導方式の階層配置システムを採用し、連続的な誘導を確保します。
- ② シンプルで景観に配慮した統一感のあるデザインとします。
- ③ 既存サインとの連携を考慮し適切な活用を図ります。

① エリア誘導方式の階層配置システムを採用し、連続的な誘導を確保します。

- ・エリア設定を行い、エリアの誘導を行う。エリア内においては、導線計画を作成し、それに従った設置を実施します。
- ・エリアの設定に関しては、既存の計画を活用します。
- ・エリア内においては、誘導する物件を明確にし、エリアへの誘導との連続性を確保し、案内誘導を行います。

③色彩

- ・色彩については、誰にとっても表示内容が見やすく、わかりやすい表現となることを重視し、デザイン性だけでなくバリアフリーの視点からも配慮する必要があります。
- ・サインの色は、認識しやすいながらも、背景の景観に調和する色とします。
- ・また、ベースとなる色は、彩度を低く押さえ、“地”となるような色を採用し、一部に視認性の高い色を用いるなどの工夫を取り入れます。

1 明度差の確保

明度とは、色の「明るさ・暗さ」を表します。毎度が高くなると明るいイメージになり、限度を超えると色はかすんでしまいます。逆に明度が低くなると暗くなってしまいます。

マンセル表色系の明度は、反射率0%の黒をN0、反射率100%の白をN10とし（Nはneutralの頭文字）、N1～95の範囲で色票化しています。

文字や図の表示は、地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなります。サイン表示においては、名再度が5以上になるように配慮します。

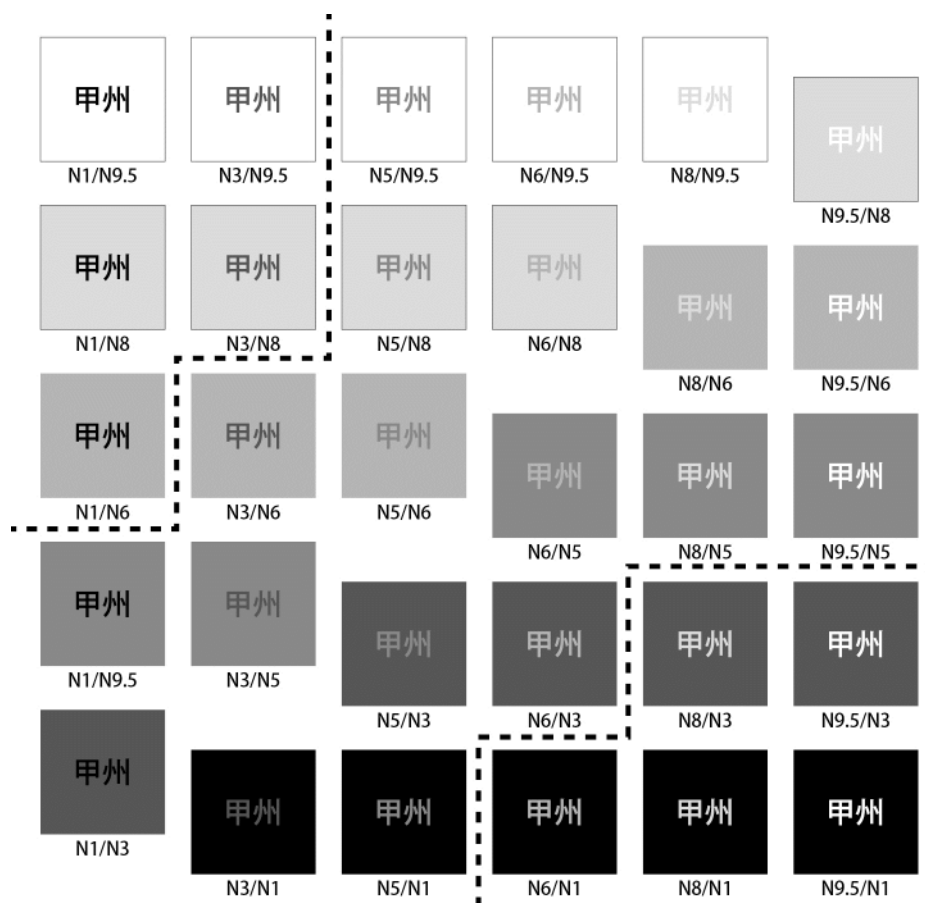


図 明度差の確認（文字の明度/地色の明度）

＊マンセル表色系

色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づき表現したもの。日本では、JIS Z 8721（3属性による色の表示方法として規格化されています）。

2) 配置施設整備方針

(1) 設計施工に関すること

①構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけます。また、長期にわたりサインを活用できるよう、維持管理面にも配慮した構造とします。

●サインへの近づきやすさを確保

視力の弱い人や車いす使用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線への配慮と足下の蹴り込みの確保に注意します。サイン施設周辺の段差や舗装等についてもサインに近づくに支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や、歩道等の整備もあわせて行う等の取り組みが必要です。

視覚障害者へは音声案内が有効であり、行動起点や総合案内サインでは音声案内機能や点字表示の設置について検討します。また、それらの施設を設置した場合には、その所在を知らせるために視覚障害者誘導ブロックでの誘導や、チャイムによる誘導等の工夫が必要です。

●触ってわかるサインへの配慮

サイン施設の多くは屋外に設置されるため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表地面が高熱にならないようための素材を選択するなどの配慮が必要です。

●メンテナンスが容易であること

人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーに設置、四隅の巻き込み、張り紙やいたずら書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。

点字表示面を紫外線硬化樹脂印刷や後貼りで行う場合は、ベース素材と表面仕上げとの相性を十分確認し剥離防止に注意して施工する必要があります。

サインの表示面は、施設や周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、定期的・短期的な変更が予測されるものについては、部分的な取替えが可能な構造とします。

②照明

曇天時や夕刻、夜間の顕在性を高めるため、主要な拠点に設置される総合案内サインでは照明設備の設置が重要です。

(2) 整備に関すること

①設置計画と設置位置

サインは分岐点からそれぞれ視認できる、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。また、サイン設置後に、車いす使用者や介助者が必要な歩行者等の移動空間が十分に確保できる位置に設置します。

歩道上の誘導サインは、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避けて設置します。原則としてブロック端から 90cm 以上離れた位置を基本としやむを得ない場合は 60 cm の位置に設置することとします。

サイン施設の周辺に設置物が多く、サインの存在が目立たない場合は、その位置に案内サインがあることを示す「インフォメーションマーク」を設置するなどして、サインの顕在性を高めます。

各種サインの詳細については、各種サイン整備計画で示します。

②施設形状

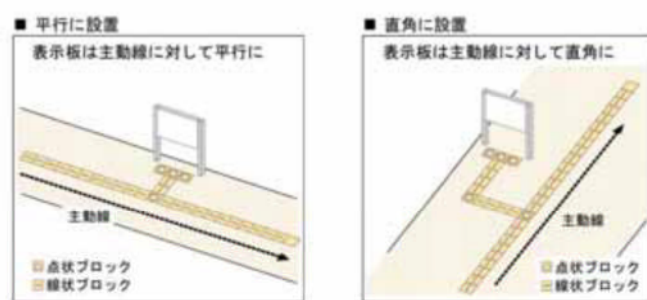
施設形状は、既存のサインをできる限り活用する観点から、基本的な形状は従来の形状を尊重することします。

しかし、良好な景観を阻害しないことが最優先し、統一性を確保しながら必要に応じ検討します。

各種サインの詳細については、各種サイン計画で示します。

③サイン設置の方向

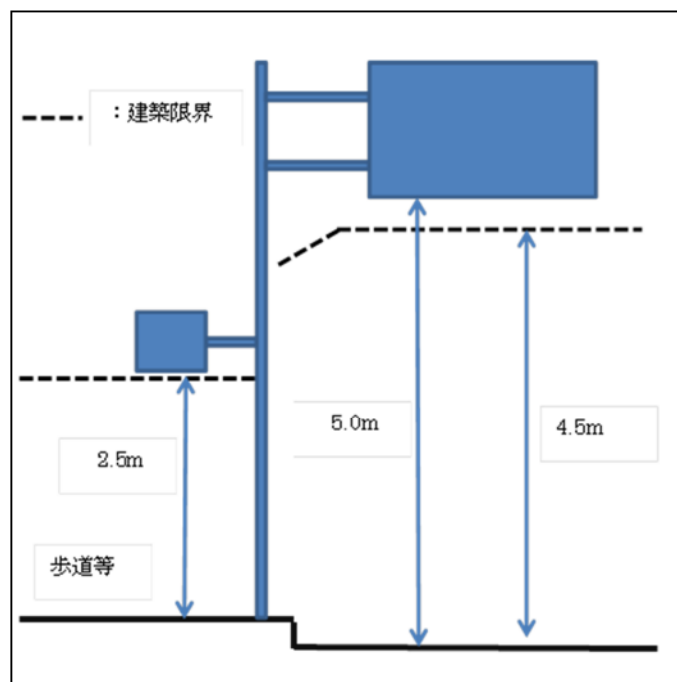
案内サインを、視聴覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道に設置する場合、サインの設置方向は進行方向に対して平行に設置することを基本とします。歩道幅員が広く、休憩施設や植栽等が整備されている地点や、案内サインの利用者が多く見込まれる場所で設置場所を十分確保できる場合は、主要動線の進行方向に対し直角に設置することが有効な場合もあります。いずれにしても、視覚障害者誘導ブロックの曲部を可能な限り少なくするよう設置方向を工夫することが必要です。



④建築限界

道路に設置する場合には建築限界(道路構造令第十二条)を侵さないようにします。

車道上空の建築限界は4.5mであるが、施工誤差、板のゆれ、路面のオーバーレイ等に対する余裕として0.5mを考え、表示板の高さは下端5.0mを標準とします。最低でも4.7m以上は確保するようにします。また、歩道上空2.5mの建築限界は、路上施設を設けるのに必要な部分の歩道の幅員に対して、つまり歩行の支障のある部分に対してのものです。



5) ユニバーサルデザインへの配慮方針

(1) 外国人来訪者への配慮

サインの外国語表記については、英語表記との2ヶ国語表記を基本とし、主要な名称には、ローマ字を併記しますが、利用者の特性に応じて、英語以外の外国語の表記を検討します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないように注意します。

また、ピクトグラムは世界共通の事象示す記号として多くの人に理解されるものであるため、サイン表示において活用をしていきます。

誘導サインの矢印の使い方について、たとえば日本では下向きの矢印を「戻れ」あるいは「振興方向とは逆方向」という意味にとらえることがあります。外国では一般的に「下によりる」「くぐる」といった場合の下向きの矢印を使います。同様に指示方向が折れた矢印(図)についても、誘導サインの表現としては誤解を招く可能性がありますので、下向き矢印の使い方に留意しながら、できるだけ「←」「→」「↑」「↓」の4種類を用いるようにします。

(2) 車いす使用者・歩行困難者への配慮

車いす使用者の視線に配慮したサイン表示の高さを設定することが重要ですが、利用者の視力が弱い場合や、情報量の多い案内サインを見る場合も考慮し、その人が見やすい距離まで近づいてみるができるように、設置場所や周辺の環境、サイン施設形状への配慮が必要です。

車いす利用者が近づいてみる際に邪魔にならないように、サイン施設の周辺には植栽やごみ箱、その他の施設を設置しないことが必要です。また、サインが設置されている周辺住民に対して、サインの重要性や来訪者への誘導案内意識の向上等について啓発を行う必要があります。

また、サインの構造や設置場所についても、近づいて見る利用者への妨げにならないような配慮が必要となります。

(3) 視覚障害者への配慮

視覚障害者や高齢で視力が低下した人など、だれも見やすくわかりやすいサインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、サインの設置の高さ等に配慮するとともに音声案内等視覚障害者に配慮した機能の導入などを積極的に検討します。点字や触地図、音声案内操作板等の高さは、1.0m以上1.4m程度までの間に設置します。

また、色彩に関しては色弱や色盲等の方々にも配慮し、色覚バリアフリーの視点から配色を設定します。

(4) バリアフリーの情報の表示

多機能トイレや車いす使用者が使用可能なエレベーター等のバリアフリー設備においては、案内マップ上で設置箇所をすべてピクトグラムで表示することが必要です。また、民間施設に設置された不特定多数の人が利用できるバリアフリー設備についても、できるだけすべての施設を案内マップに表示することが望まれます。

特に身体障害者等の利用が可能なトイレについては、身体障害者用設備のピクトグラムと施設利用時間制限等の情報を併記することを検討します。

6) 景観への配慮方針

(1) 施設デザイン

サイン施設は、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインとすることとします。

サインを設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観になじむ色を基調カラーとして、統一感のあるサイン整備を行うことが重要です。

施設のデザインで地域らしさを表現する手法もありますが、地域特性はできるかぎり、サインに表示する情報内容で表現することとし、誘導案内に不用な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインにします。

(2) サインの集約化

サインの設置場所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合は、サイン施設の集約を行います。個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合「情報掲載基準」で表示されるべき施設であれば、公共サインとしてその施設へ誘導するために適切な位置に設置された誘導サインに、施設名表示を追加します。基準外となる民間施設の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サイン施設の集約することが望まれます。

(3) 屋外広告物との調整

サイン施設の顕在性は、施設デザインだけでなくまちなみ景観によっても大きく影響されます。サインの周辺にサインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されている場合、サインの顕在性を確保できません。

屋外広告物についても、まちなみ景観の重要な構成要素として位置づけられているので、公共サインの顕在性の確保とともに、屋外広告物の設置についての規制と十分な連携をはかり、良好な景観に配慮したサイン施設の設置を設置事業者とともに検討していくようにします。

- ☆ 司書の増員と資質の向上について
子どもと本をつなぐ役割をもつ司書は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。公共図書館、学校図書館とも専門的な職員の配置を促進し、資質向上のための研修には積極的に参加します。
- ☆ 障害のある子どもへのサービス
勝沼図書館では、手話によるおはなし会「まーの・あ・まーの」を行なっています。読書活動の支援として、録音図書、点字図書、大活字本などがありますがさらに充実を図り、障害のある子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます。

5 関係機関との連携・協力

[現状と課題]

子どもの読書活動を推進するにあたっては、市立図書館のバックアップはもちろんですが、書店や行政機関、広報やCATV、新聞社や放送各社との連携・協力が必要です。

{具体的な取り組み}

- ☆ 市立図書館と小中学校図書室とのネットワーク化の推進
学校図書室の資料のデータベース化を進めるとともに、市立図書館とのネットワーク化を推進します。市立図書館の資料の団体貸し出しがスムーズになり、児童生徒の多種多様な興味・関心に応えていくことができます。
- ☆ 行政機関との連携
市は、教育・福祉をはじめとする各部局との連携を図りながら、子どもの読書活動推進に積極的に取り組みます。また、各家庭・地域・学校の読書活動推進に関する取り組みを促し支援します。
- ☆ 図書館のホームページや広報誌、CATVを利用して子どもの読書活動推進に関する情報を提供していきます。

第1章 甲州市立図書館の基本計画

【基本目標】

甲州市立図書館は生涯学習の拠点として、市民の教養を高め、文化の向上を図ることを目標とします。

【運営方針】

図書館には、公平性・継続性・安定性・公共性などの要素に基づき、いかにより良いサービスを心がけるかが求められます。市民や学校図書館との連携による事業や乳幼児サービス、近隣市町村との相互協力、障害者サービスなどの事業についても十分な理解と豊富な実践が必要となります。そのために市内の4館はもとより、自治体の枠をも超えて、組織、ネットワークでの活動に努め、市民にとって使いやすく親しみやすい、役に立つ施設となる運営を目指します。

【重点施策】

図書館は、生涯学習、市民活動支援、男女共同参画支援、国際交流、ボランティアから構成される活動支援及び文化創造等と一体的な整備が想定されることを考慮し、以下の基本方針を進めます。

1、利用者の快適な空間作り

図書館は、乳幼児、児童・青少年、成人、高齢者、障害者、妊婦などを含む全ての利用者が、安心して利用できる施設です。利用者の要望に沿った様々な資料を提供するとともに、明るく親しみやすい雰囲気があり、利用者が目的に応じてスペースを使い分けられる空間づくりに努めます。

2、利用者支援の推進

図書館には、様々な目的を持って乳幼児から高齢者まで、多様な市民が来館します。その様々な要望に対応し、「市内共通利用カード」による予約やリクエスト、山梨県図書館情報ネットワーク^{*1}などを活用し必要な資料の提供を行っていきます。また、各図書館の機能を十分に活用できるよう周知し、図書館に関わるすべての人々に対する利用支援活動に努めます。

3、変化に柔軟に対応する図書館

図書館の資料は年々増加し、市外からの来館者も含めて利用者も増加することが予想されます。また資料の形態や、求められる図書館サービスも時代とともに変化し、情報サービスのシステムもさらに進化することが見込まれます。こうした変化に柔軟に対応できる図書館運営を図ります。

4、郷土の文化と歴史の継承

地域の特色ある文化や産業に関する資料を継続して収集・保管することにより、将来の甲州市の知的財産となる地域資料の充実と活用を図ります。

5、子どもの読書推進

ブックスタート事業^{*2}をはじめとする、乳幼児・児童のための事業や啓蒙活動を行い、常に子どもたちの身近に本のある環境づくりに努めます。また、保護者に対する子育て支援に積極的に取り組みます。

*1：山梨県内の公共図書館及び公民館図書室、県内機関等の書誌データを集めた、総合目録データベース。

*2：絵本を通して親子の触れ合いのひとときを応援することを目的とし、子育て支援と連携した啓蒙活動。

◆子ども読書活動推進計画の策定

子どもが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて人生を豊かにできるような環境づくりを進め、子どもが健やかに成長することを目指します。

このことをふまえ、下記の基本的な考え方で、本計画を策定します。

- (1) 甲州市に在住・在学するおおむね18歳以下の子どもを対象とします。
- (2) 策定後、5年ごとの見直しを行っていきます。
- (3) 甲州市を取り巻く国や山梨県の動向を反映したものにします。
- (4) 甲州市内で現在取り組まれている子どもの読書活動をいろいろな立場から取り上げていきます。
- (5) 甲州市が実施している読書活動推進の事業を明記します。
- (6) 甲州市が今後読書活動推進のために取り組んでいかなければならない事業を具体的に提言します。

◆一般向けの各種講座開催強化

一般向けの講座への要望に応えるべく、おりがみ講座、絵本講座、講演会等一般者向けの講座開催を推進していきます。

◆高齢者・障害者への利用促進

高齢者にとっても、滞在型の図書館として気兼ねなく利用できるように配慮するとともに、大活字本の収集、インターネットなど新しい情報源にも親しめるような環境を整え、様々な人が本に接する機会を提供していきます。

【ボランティア活動の推進】

専門的な知識・技能を持つボランティアの参加を促進します。これは、市民の学習や創造活動の成果を地域社会に生かしていく機会としても位置づけられるものであります。活動の場等に関する情報提供や、地域ボランティアの自主性をもとに、相互の対等平等な協力関係を基盤とした連携が図れるように支援していきます。

【広報活動の重視】

図書館の機能・サービスについて市民の理解を得るとともに、利用者の拡大を図るため、広報紙や図書館のホームページを通して広報活動に努めます。また、地域の情報発信の基点としての役割もはたしていきます。広報については、双方向のコミュニケーションが可能なインターネットを活用し、市民の要望の把握等に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

■現状と課題■

- 各学校の施設の充実、教育内容の向上を図るため「子ども支援スタッフ」を活用し、特別支援教育の充実を図る必要があります。
- 庁内組織の連携を強化し、適切な就学相談・指導の充実・強化を図る必要があります。

■今後に取り組む施策■

①子ども支援スタッフ制度の充実

平成18年度から、学習の習熟度により特別な支援が必要な児童・生徒や、生活習慣確立のための日常生活の介助、安全の保持等が必要な児童・生徒を支援するため、子ども支援スタッフ制度をスタートしました。

引き続き学校支援スタッフのより効率的な活用を図り、一人ひとりにきめ細やかな指導を行うため、特別支援教育コーディネータ等を交え教員との交流会や研究会などを実施するとともに、支援員の能力を十分に活用できる環境整備に努めます。

②庁内組織の連携

保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報提供を行い就学に向けての相談体制の充実を図るために、保健・子育て・福祉・教育部門など関係各課のネットワーク化が推進されている中で、関係各課が今以上に密接に連携するように努めます。

また、乳幼児期からの生活状況を把握するため、特に乳幼児健診の内容等の情報を共有しながら、市内の保育所（園）・幼稚園との連携の取り組みとして、臨床心理士と保健師が発達相談業務として保育所、幼稚園へ巡回訪問し、保育士を交え実施している発達相談・支援等のより一層の充実を図り、発達障害の疑いのある乳幼児の早期発見・早期支援を行いながら、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努めます。

第4章 施策の展開

1 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1) 誰もが安心して買い物ができる環境整備

高齢者、障がい者などの買い物弱者を含め、誰もが安心して買い物ができる環境は、店までの移動手段が確保され、店に入りやすく、消費者のニーズに即した品揃えがあり、お得なサービスがあるなど、消費者が安心して訪れることができ、満足する店があることが重要です。そのため、歩道整備などの各種インフラ対策や、デマンドバスなどの移動手段確保、地域の生活を支える商店街への支援などを進めます。

また、今後、更なる進展が予想される高齢化社会に対応した宅配サービスや移動販売等へのサービスの充実も必要となります。

さらに、個店、商店街と大型商業施設が、それぞれ立地する地域内で良好な関係のもと共に発展するには、役割を分担し、連携を強化するなかで、それぞれの特徴を活かしたサービスの展開や、高い集客力を持つ大型商業施設との連動したサービス展開が必要です。

これらの環境整備を進めるとともに、本市内には「どこにどのような店があるのか」といった買い物マップを作成するなどし、消費者との接点拡大に向けた取り組みを推進します。

施策の方向性	施策の展開
誰もが安心して買い物ができる 環境整備	気軽に立ち寄れる魅力ある個店整備の推進
	誰もが安心して買い物ができるよう、歩道の整備や公共交通網の整備を推進
	地域住民に対し、きめ細やかなサービス提供への支援 (宅配サービス、移動販売等への活動支援)
	小規模商店だけでなく、大型商業施設などを含む連携強化により、買い物サービス支援の検討 (ポイントサービスなど利用者の視点に立ったサービスを展開)
	誰にでもわかりやすい買い物マップの作成を検討

2 基本目標

基本目標1 住民の暮らしの維持・向上

少子・高齢社会の到来に対応するなかで、市民にやさしく、地域コミュニティに貢献できる魅力的な個店・商店街の活性化を推進します。

また、甲州市内で誰もが安心して買い物をできるような環境整備を推進します。特に、高齢者や子育て世代、また体にハンディのある人たちのために優しい消費生活が提供できるようなサービス体制の確立を支援します。

さらには、市民やNPOなどのコミュニティマーケットの活動を積極的に支援し、人々が集い交流するための地域コミュニティの活性化を促進します。

基本目標2 地域産業の活性化

活力ある地域産業の形成や雇用の場の確保のためには、本市の地域特性を取り入れながら、農産物や史跡、伝統文化、観光スポットなどの豊富な資源を活かし、地域のシンボルとして活用することが重要です。それぞれの地域の特色ある、豊かな地域資源を活用した特産品づくりや新産業の創出への支援などが重要であることから、農林業、商工業、観光業等の連携により、世界への市場展開を図っている「甲州ワイン」に続く、「甲州市ブランド」化戦略への取り組みをさらに強化していきます。

また多様な分野における新たな起業を促進するため、創意に満ちた市民やNPOが取り組むコミュニティビジネスやニュービジネスを積極的に推進し、活力ある地域の産業の構造を、より重層的な厚みのあるものに変革していきます。

さらに、本市の基幹産業である農業の豊かな食材を活用した新たな特産品の創造や流通チャネルの開発など、商業力の強化を図るとともに、農業後継者の育成も推進します。

基本目標3 協働によるまちづくり

市内各地の近隣商業地の空洞化の進展がみられる状況のなかで、にぎわいと活力のあるまちづくりの再構築に向けて、行政、事業者、関係団体、市民等が一丸となって、連携・協働するまちづくりへの取り組みを推進していきます。

商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、個店の経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開を促進します。

また、商業者に加え、行政、農林業、地場産業、関係団体、市民等が業種の枠を越えて、交流する機会の提供を積極的に推進します。

4 調査結果に基づく今後の課題

少子・高齢化と人口減少と買い物弱者の支援

- 甲州市の人口は平成 17 年約 3 万 5 千人から、平成 22 年 3 万 3 千人へ
- 甲州市の高齢化が進み、平成 17 年 26.7%、平成 22 年 29.4%へ
- 住民の高齢化と地域商店の廃業で買い物困難問題が発生しており、対策が必要です
- 商店街は、高齢者や障がい者、また子育て支援が必要な世代等に対してのバリアフリー化や、新たな消費ニーズに対応できるよう若い力を活用した商業機能の活性化が必要です
- 商業者や商工会、関係団体等と連携を図りながら、地域コミュニティの担い手となるような商業活動の活性化が必要です

既存商店街の衰退と郊外大型店の繁栄

- 郊外への大型店進出等により、市民消費が大型店に流出しています
- 駅周辺や既存の商店街が衰退し、廃業による空き店舗シャッター通り化は景観も損ねていることから、対策が必要です
- 売り場面積は増加していますが、販売額、事業所数が減少し、空き店舗が増加していることから、対策が必要です

市民生活や旅行者を支える商業の機能の重要性

- 市民の日常の買い物は大型スーパーなどに依存し、消費が郊外ショッピングセンターに流出しています
- 歩いて行ける範囲に店がないことで困っている市民が約 4 割に上っていることから、快適な買い物環境の整備が必要です
- 商店街にはくつろぎや交流の場としての機能もあることから、このような場の創出が必要です
- 旅行者向けの買い物や飲食店が少ないことから対策が必要です
- 市民の最寄りの店・商店街に対する満足度が 50% 足らずで、品揃えが少ない、店が少ないなどの不満が出ていることから、対策が必要です
- 個店や商店街としての情報収集と発信の強化が必要です

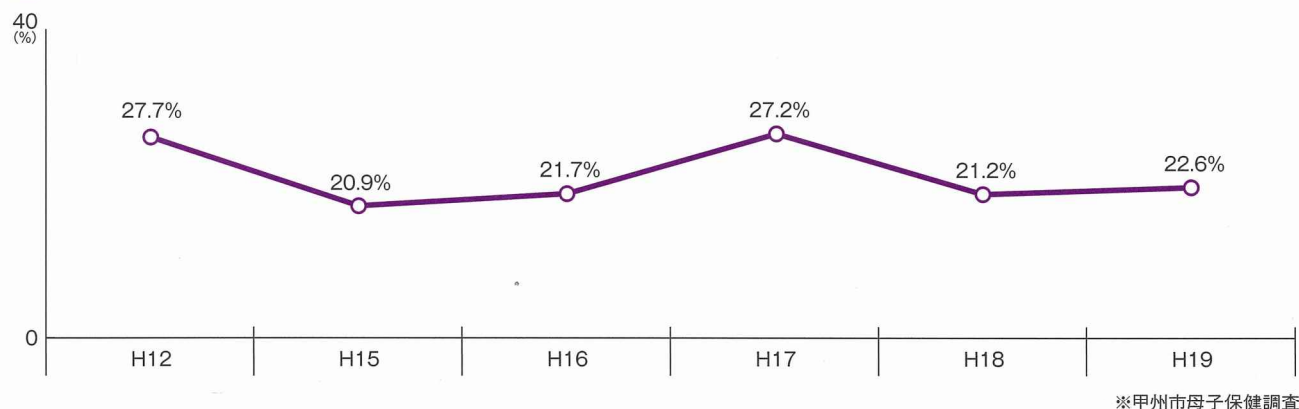
② 安全

健康危機管理体制として「山梨県健康危機管理基本指針」に準じて健康被害の発生防止、拡大防止等を迅速かつ適切に講じることとなっています。

近年の食品の安全性神話の崩壊に伴って、「山梨県食品衛生監視指導計画」に基づき食中毒発生防止、衛生管理の一層の充実を図るとともに、食品関係営業者や消費者への食品衛生の啓発活動を展開しています。

事故は小児の死因の第1位であり、小児保健医療の重点課題です。甲州市では乳幼児健診の場で小児事故の予防啓発に努めてきました。しかし、1歳6ヶ月児の事故調査では必ずしも事故は減っておらず、更なる対策が必要です。また、高齢者の転倒や交通事故も重要な課題です。一人ひとりが事故予防を実践すること、救命措置ができるようになることなどに対して、さらに、関係者が連携して支援をすることとしています。

■ 1歳6ヶ月、不慮の事故の年次推移



③ 子育て対策

子育て支援は少子化対策の基本です。また、子育て支援による育児不安の軽減が虐待防止につながるといわれています。甲州市では次世代育成支援対策推進法による「甲州市次世代育成支援地域行動計画」を策定して、関係各課の連携によって市をあげて子育て支援を実施することになっています。親子の健康づくりについては、この計画に盛り込まれています。

④ 障害者支援

障害者に対する支援は「甲州市障害者総合計画」を策定して行っています。ノーマライゼーション（社会をすべての人々が普通に暮らしていけるようにすること）の実現のための様々な支援が盛り込まれています。今回の健康増進計画の重点目標のひとつである「まめにからだを動かす」点においても障害の有無にかかわらず、様々な方法で支援をしていきます。

4 ボランティアの充実・人材育成

地域福祉を推進していく原動力の一つにボランティアがあります。ボランティアが活躍する分野は様々ですが、ボランティアを通じて相手の立場に立って物事を考える姿勢や社会貢献の意識を醸成することができ、地域福祉の意識の醸成へもつながります。地域福祉の意識の醸成や共助としての取り組みとして市民がボランティア活動へ参加できるよう、活動や団体に関する情報提供やボランティアの育成、ボランティアコーディネーター*の育成、ボランティアセンターの充実などに取り組んでいきます。また、高齢者や障がいのある人も個々のできる範囲でボランティア、社会貢献を行うことで生きがいを持った生活ができるよう、参加支援を行っていきます。

具体的施策

① ボランティア活動の普及・啓発	実施主体・所管課
市広報やホームページなどを活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対し社会貢献の理解を働きかけます。 地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
② 青少年のボランティア活動の推進	実施主体・所管課
地域において青少年がさまざまなボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を推進します。	社会福祉協議会
③ 高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進	実施主体・所管課
高齢者や障がいのある人などが自らの経験や知識を地域の福祉活動に生かしながら、生きがいを持った暮らしができるよう、こうした高齢者や障がいのある人などのボランティア活動への参加を支援します。 特に、定年退職を迎えたばかりの“団塊の世代”の人々は、今後の地域活動や地域福祉の重要な担い手となり得るため、重点的に支援します。	福祉課 社会福祉協議会
④ ボランティアの資質向上	実施主体・所管課
ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援します。 教育・環境・防災・健康づくりなど、幅広い分野でボランティア活動の核となるボランティアリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能を有するボランティアを育成します。	社会福祉協議会

* ボランティアコーディネーター：「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動の意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することで、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を仕事として担っている人材。

(2) 地域における交流機会の充実

具体的施策

① 地域行事を通じた住民交流の促進	実施主体・所管課
地域において昔からの行事や新たな地域イベントを開催し、地域での市民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。	行政区
② 世代間交流の促進	実施主体・所管課
高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、老人クラブ連合会をはじめとする各種関係団体との連携のもと、地域のあらゆる交流事業の活性化を進めます。 高齢者の知恵や技能を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など世代間交流を促進します。	福祉課 教育総務課 生涯学習課 社会福祉協議会
③ 市民や児童・生徒と福祉施設等との日常的な交流の促進	実施主体・所管課
地域においては、市民や児童・生徒と福祉施設などとの日常的な交流を促進します。	教育総務課 生涯学習課

行動指針

市民の役割 (自助)	- n 自らが住む地域への関心や理解を深め、地域活動などに主体的に参加するよう努めましょう。 - n 地域に関心をもち、自らができることを考え、積極的に協力しましょう。
地域の役割 (共助)	- n 地域活動に関する情報を地域の住民へ提供するとともに、住民各層が参加できる機会づくりに努めましょう。 - n 民生委員・児童委員などの住民組織や行政、民間事業者などの専門機関との連携を図りながら、地域にある問題の発見力や解決力を高めましょう。
行政の役割 (公助)	n 行政区の育成に努めるとともに、具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言などの協力体制を充実し、サービスの総合的なマネジメント機能を発揮します。

3 関係機関などとの連携強化

地域福祉の対象は、高齢者、障がいのある人、要支援・要介護者、子育て世代、子ども、女性など、様々な分野に関連しています。また、人によっては複数の分野にまたがった支援を必要とします。そのため、市民のプライバシーは守りながら、社会福祉協議会や各分野の団体、NPO法人、民間事業者などと連携、情報を共有し、市民のニーズに応じていく必要があります。さらに、庁内の関係部署や関係機関においても各種研修などを通じて、専門性を高めていきます。

具体的施策

① 社会福祉協議会との連携強化	実施主体・所管課
社会福祉協議会がボランティア活動の育成をはじめ、地域福祉推進の牽引的な役割を十分に果たすことができるよう、組織強化を支援します。 社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
② 各種団体の支援と連携強化	実施主体・所管課
高齢者、障がい者、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築をめざし、サービス提供を行う事業者や老人クラブ、地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制を充実します。	福祉課 介護支援課 子育て支援課 健康増進課
③ 福祉関係のNPO活動の育成	実施主体・所管課
福祉関係のNPO活動は、法律をはじめとする制度上の規制により困難な状況にあるため、円滑な事業運営に係る必要な支援に努めます。	市民課 福祉課 介護支援課
④ 民間サービス事業者の誘導・育成支援	実施主体・所管課
社会福祉事業を行う民間の事業者に対する市の情報提供を図り、必要なサービスが利用できるよう、地域への誘導や事業運営に係る必要な支援に努めます。	福祉課 介護支援課

4 小さな声が届きにくい人への支援の充実

様々な制度や法律が制定・改定される中、なかなか支援を求められない高齢者や障がいのある人、子育て中の親子もいます。家に閉じこもり、外部と接触しなければ、地域や行政も手を差し伸べることが難しくなります。このような人々を支援するためには、閉じこもりを防ぎ、地域や社会とのつながりを持ち続けられるような取り組みを行っていく必要があります。また、虐待や女性への暴力などに対しては、予防、早期発見、解決のために相談体制や見守り体制を整備していきます。

具体的施策

① 制度の狭間の人に対する分野横断的な支援	実施主体・所管課
高齢者や障がいのある人の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会を提供します。 育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、児童委員と連携し親子の居場所づくりの充実に努めます。	福祉課 介護支援課 子育て支援課 社会福祉協議会
② 虐待防止ネットワークの推進	実施主体・所管課
高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携を推進します。 保護者や介護者などの身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実を進めていきます。	福祉課 介護支援課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉協議会
③ 女性への人権侵害に関する相談の充実	実施主体・所管課
DV（ドメスティック・バイオレンス）などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援など方策の検討に努めます。	市民課 福祉課 介護支援課 子育て支援課

行動指針

市民の役割 (自助)	- 制度の狭間に陥ることのないよう、日ごろから各種制度に関する情報提供へ関心をもつようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスが適切に利用できるよう心がけましょう。 - 人権に係わる問題を正しく理解し行動できるよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	- 制度の狭間に陥ることのないよう、日ごろから各種制度に関する情報提供へ関心をもつようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスが適切に利用できるよう心がけましょう。 - 人権に関する地域での学習の場を充実しましょう。
行政の役割 (公助)	- 制度の狭間にあって、支援の声が届きにくい人が生じないよう、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。 - さまざまな媒体や機会を利用しながら、各種福祉制度や人権等に係わる周知を図っていきます。

(2) 情報提供体制の充実

具体的施策

① 情報提供の充実と共有化	実施主体・所管課
市の広報やホームページにより情報提供の充実を図ります。 各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。 自治会、民生委員・児童委員や各種相談員への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。また、各種手当や制度の周知徹底を図るため、パンフレット等での情報提供とともに、対象者の把握に努め、必要に応じて申請の勧奨を行います。	政策秘書課 福祉課 社会福祉協議会 関係部署・機関
② 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実	実施主体・所管課
特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに配慮し、福祉情報など必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、情報提供の一層の充実に努めます。	政策秘書課 福祉課 介護支援課
③ 市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実	実施主体・所管課
市政への市民参画を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容の充実を図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。	政策秘書課 総務課 関係各課

行動指針

市民の役割 (自助)	n 市や社会福祉協議会などから提供される各種の情報について、日ごろから関心を持ちましょう。
地域の役割 (共助)	n 高齢者や障がいの特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めましょう。 n 各種ボランティア活動などの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めましょう。
行政の役割 (公助)	n 広報やホームページなど、情報提供の媒体について、高齢者や障がいのある人などに配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法などを工夫します。 n 全市的な情報提供の仕組みづくりに努めます。

3 福祉サービスの充実

要支援・要介護者や障がいのある人などの地域での生活を支えているのは、福祉サービスです。市民が住み慣れた地域でいきいきとして生活を送れるよう、地域、行政は市民のニーズにあったサービスの提供やサービス利用のための情報提供が求められています。

一方で、利用者となる市民は、福祉サービスを正しく理解し、必要とするサービスの利用へとつなげていかなければなりません。また、福祉サービスを利用して外出したり、社会参加したりするなど、自宅での生活以外の目的での利用も促進していくことで引きこもりなどの防止を図ります。成年後見制度*や日常生活自立支援事業*についても啓発を行い、必要としている人が利用できる体制を整備します。

具体的施策

① 在宅福祉サービスの充実	実施主体・所管課
「介護保険事業計画」や「障害者総合計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。	福祉課 介護支援課 子育て支援課 社会福祉協議会 民間事業者
② 地域に密着したサービスの充実	実施主体・所管課
身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。	介護支援課 民間事業者
③ 生活支援サービスの提供体制の構築の支援	実施主体・所管課
情報集約やコーディネーターの配置など、高齢者や障がいのある人の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による見守り、家事援助や外出支援などの重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。	福祉課 介護支援課
④ 福祉有償サービスなどによる移動手段の充実	実施主体・所管課
高齢者や障がいのある人などをはじめ、より多くの人々が、気軽に社会参加でき、さまざまな交流を深めることができるよう、福祉有償サービスなどによる地域の交通手段を充実します。	福祉課 介護支援課

*成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護し、支援するための制度をいう。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の代わりに、不動産や預貯金などの財産の管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結などを行い、本人を保護、支援する。

*日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な財産管理などにつき、社会福祉協議会が利用者との契約に基づいて支援する制度をいう。法令上は、社会福祉法第81条に「福祉サービス利用支援事業」として位置づけられている。

⑤ 事業者の情報公開の促進(介護サービス情報公表制度の利用啓発)	実施主体・所管課
福祉サービスの質的な向上には、行政はもちろん事業者の透明性の高い経営姿勢が求められており、サービス利用者が自らサービスを選択できるように、インターネットを通じて介護サービス情報が公表されています。介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、この制度の利用啓発に努めます。	福祉課 介護支援課 社会福祉協議会 民間事業者
⑥ 成年後見制度等の普及	実施主体・所管課
判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度や、自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を支援する日常生活支援事業について、その内容を広く周知し、利用を促進します。 司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会などの団体と連携し、制度の利用支援体制を確立します。 成年後見人の資質の向上、信頼性の向上など、成年後見制度に永年にわたってすべてを託することができるよう、制度の拡充・推進を図ります。	福祉課 介護支援課 社会福祉協議会

行動指針

市民の役割 (自助)	- 福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解しましょう。 - 福祉サービスの利用に際して、事業者などの情報（介護サービス情報公表制度など）を有効活用し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用に努めましょう。 - 日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用しましょう。 - 見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し相談へつなげられるよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	- 市民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めましょう。 - サービス利用者が客観的な判断材料をもとに適切なサービスを選択し利用できるよう、介護サービス情報公表制度などを活用しながら社会福祉法人や民間事業者としての情報提供に努めましょう。 - サービスを提供する職員（社員）への権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めましょう。 - 地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につなげましょう。
行政の役割 (公助)	- 質の高いサービスを提供できるよう、社会福祉法人、民間事業者などへの情報提供や指導に努めます。 - 権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための体制を確立します。

基本目標4 安心して生活できる環境づくり

1 安心・安全なまちづくり

地域の生活で重要視すべき項目の一つは、安心・安全な生活を送れるかどうかです。日頃から防災・減災、防犯への取り組みを行っている地域はいざという時に強く、なにも行っていない地域よりも心強いものです。

いつ起こるかわからない災害に向けて、市民の防災意識を高めていくとともに、地域の自主防災組織の充実、災害対策拠点や避難施設となる公共施設の充実などに取り組み、いざという時に機能する体制を整えていきます。また、災害時要援護者*ネットワークを構築し、災害時の避難誘導などに役立てます。

防犯についても、市民の防犯意識を高めていくとともに、地域において犯罪を許さない意識のもとで団体や企業、学校などと連携したり、防犯パトロールを行ったりして、犯罪を未然に防ぐ取り組みを実践していきます。

(1) 防災・減災にむけた取り組み

具体的施策

① 市民の防災意識の高揚	実施主体・所管課
市の広報やホームページなどを通じ、災害時における避難場所などの周知を図ります。	総務課
② 自主防災組織の育成・支援	実施主体・所管課
地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、組織の見直しと機能強化を図るとともに、自主防災組織を育成します。	総務課
③ 災害対策拠点となる公共施設の整備充実	実施主体・所管課
災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化に努めます。	総務課 管財課 その他関係課

* 災害時要援護者：高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

④ 災害時要援護者ネットワークの構築	実施主体・所管課
関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制を整備するなど、防災ネットワークを構築します。 プライバシー保護に配慮しながら要援護状態にある高齢者など市民の理解を求め、災害時に避難誘導などの支援を必要とする人の正確な把握に努めるとともに、民生委員・児童委員、関係機関などの支援に関わる人との情報共有を図ります。また、要援護者の個別支援のあり方についても検討します。	総務課 福祉課 介護支援課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉協議会

⑤ 災害時要援護者への支援	実施主体・所管課
平常時においては、要支援者に対して、福祉に関する必要な情報を適切に提供するとともに、要援護者の社会的自立に向けた支援を実施します。また、地域住民における日常的な見守り活動や助け合い活動を推進します。 災害時においては、災害時要援護者情報を共有するとともに、地域防災計画に基づき、自主防災組織をはじめ関係機関と連携し、要援護者の安全の確保に努めます。	総務課 福祉課 介護支援課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉協議会

行動指針

市民の役割 (自助)	- 日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、避難訓練などの防災訓練などに積極的に参加しましょう。 - 日ごろから防災に関する情報に関心を持ち、活用し、また、学習機会へ参加するなどし、防災意識を強くもって行動しましょう。
地域の役割 (共助)	- 地域での防災訓練、避難誘導訓練などを行い、災害時における要援護者などの支援体制づくりを進めましょう。 - 地域の実情に応じた防災マップの作成など、行政区などを通じた自主活動に取り組みましょう。
行政の役割 (公助)	- 関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性のある防災体制を確保します。 - 地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、体制整備に取り組めます。

(2) 防犯にむけた取り組み

具体的施策

① 地域防犯ネットワークの構築	実施主体・所管課
防犯に関する講習会などを実施し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。 高齢者や障がいのある人などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行うなど、地域での安全活動の充実を図り、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。	総務課 市民課
② 地域における防犯パトロール組織の整備	実施主体・所管課
地域における犯罪を地域住民で防ぐために、行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。	総務課

行動指針

市民の役割 (自助)	- n 日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動などの防犯訓練などに積極的に参加しましょう。 - n 日ごろから防犯に関する情報に関心をもち、活用し、また、学習機会へ参加するなどし、防犯意識を強くもって行動しましょう。
地域の役割 (共助)	n 地域の実情に応じた防犯マップの作成など、行政区などを通じた自主活動に取り組みましょう。
行政の役割 (公助)	n 関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性のある防犯体制を確保します。

2 住みやすいまちづくり

高齢になるにつれ、建物や道路、公共交通機関などにおいて、階段や小さな段差などが不便に感じることが多くなります。ユニバーサルデザインやバリアフリーといった言葉も広まっていますが、全ての施設が利用しやすい構造へと改修されたわけではありません。

今後も、高齢者や障がいのある人が外出することに不便を感じず、安全に外出できるような取り組みを計画的に進めていく必要があります。また、市民にとって使いやすい公共交通機関となるよう、交通機関の有機的連携などにも取り組みます。

具体的施策

① ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり	実施主体・所管課
今後、新たに設置する施設などについては、高齢者や障がいのある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。	都市整備課 その他関係課
② 既存施設のバリアフリー化の推進	実施主体・所管課
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」等に基づき、公共施設や道路、公園等を重点的にバリアフリー化に計画的に取り組めます。 不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。	都市整備課 その他関係課
③ 公共交通機関の充実	実施主体・所管課
鉄道やバスの充実を関係機関に求めるとともに、交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者の利便性向上を図り、高齢者や学生など自家用車利用が困難な市民の交通手段となる公共交通機関の確保に努めます。 市民ニーズに合った運行体系に努め、利便性の向上を図るため、市民バスの運行を充実します。	政策秘書課 市民課

行動指針

市民の役割 (自助)	- 身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気づいたら役所等へ知らせましょう。 - バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動しましょう。
地域の役割 (共助)	バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に推進できるよう、そのために地域としてできることを考え、行動しましょう。
行政の役割 (公助)	バリアフリーやユニバーサルデザインについて市民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。

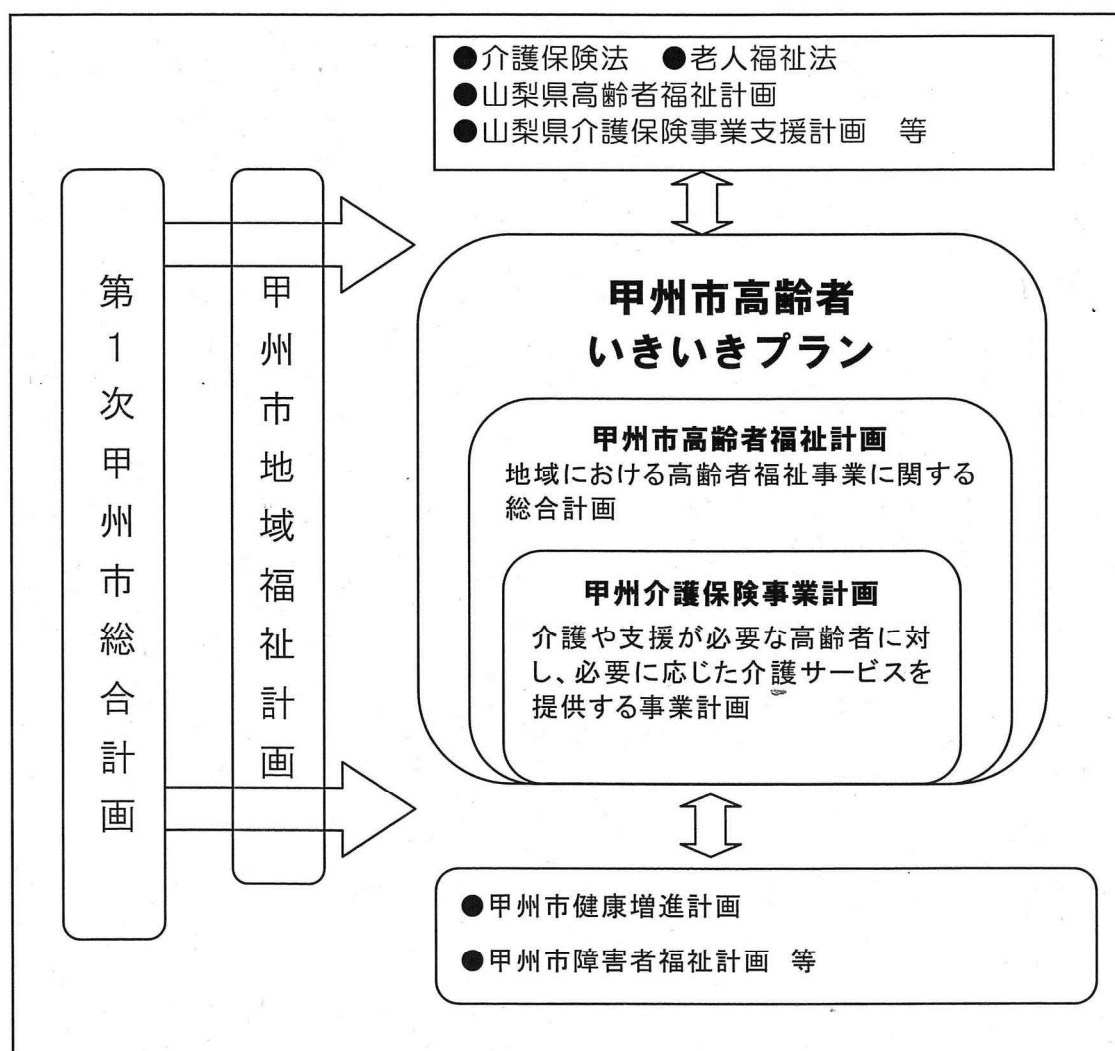
2 計画策定の基本的性格と法的位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定することにより、高齢者施策全般を一体的に推進することとしております。

高齢者福祉計画は、地域全体の高齢者に関わる総合的な福祉の向上を図る計画であり、介護保険事業計画は、介護や支援が必要な高齢者にさまざまな介護サービスを提供するものです。

また、本市の「第1次甲州市総合計画」や関連する「地域福祉計画」等との関連を十分に踏まえ、計画策定を行います。

図表 計画策定の法的位置付け



②高齢者が住みやすいまちづくり

ユニバーサルデザインの導入	公共施設の整備の際は、バリアフリーの考え方を一歩進め、設計段階から誰もが利用しやすいと感じられるユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。
民間事業者への指導・啓発	国の「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、県の「山梨県障害者幸住条例」に基づき、公共性の高い建築物整備に係る民間業者への指導・啓発に努めます。
公共交通機関への働きかけ	鉄道やバス等の公共交通機関に対して、誰もが利用しやすい機関となるよう、施設の改修等を働きかけます。
生活道路におけるバリアフリー化の促進	高齢者が安心して外出できるように、歩道上の放置自転車、たて看板等の撤去等、外出の妨げになるものを取り除くよう、住民に働きかけます。

③ボランティア活動への支援

ボランティア活動への参加の拡大	大人から子供、学校や勤労者等の階層を超えたあらゆる人々に、社会参加の理解と協力を呼びかけ、ボランティア活動への参加促進を図っていきます。 既存のボランティア団体とその活動内容を紹介したボランティア情報の提供を図ります。
ボランティアの育成及び環境整備	ボランティアを受ける側と提供する側を結びつける等の連絡調整並びに環境整備に努めていきます。
ボランティア活動の支援	ボランティアが安心して活動できるようにボランティア保険の加入促進を図り、必要に応じボランティア団体への助言、活動上必要な情報の提供等に努めます。

4 子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み

(1) 推進のための体制の整備

新しい子ども・子育て支援制度によると、従来は教育部門が所管していた幼稚園と福祉部門が所管していた保育所などのサービスが一体的に提供されるようになります。

また、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない支援を実施していくためには、保健部門、福祉部門、教育部門が相互に情報共有しながら、連携していく必要があります。

市の各部門で制度や事業の実施状況などについて情報を共有し、密接に連携できるよう、子育て支援課が中心となり、関連施策を推進していきます。

(2) 質の高いサービスの提供

新しい制度においては、市町村が保育所や幼稚園といった教育・保育を提供する施設の運営について基準を定め、毎年確認を行っていくことになりました。この確認制度の運用を着実に進め、基準を満たした運営が行われているかを確認するとともに、利用者の視点にたったサービスが提供されるように働きかけていきます。

(3) 認定こども園、地域型保育事業等に関する基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の状況などが第2子の出産や転職等によって変化しても、柔軟に子どもを受け入れることができる施設と位置付けられています。そのため、市内の保育所が認定こども園への移行を希望した場合には、円滑に移行ができるように情報提供や相談対応を行うなど、その普及に取り組んでいきます。

また、主として3歳未満の子どもを保育する小規模な地域型保育事業については、現在のところ市内での実施は想定していませんが、実施の希望があった場合には、保育所・認定こども園の定員の状況や利用希望の状況などを踏まえて、認可等について検討を行います。

(4) 特別な支援が必要な子どもたちの受入体制等

新制度の基本的な考え方としてすべての家庭への支援を掲げており、障害児など特別な支援が必要な子どもも円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要となります。そのための具体的な施策、体制等については、障害福祉部門で作成する障害福祉計画に沿って実施していきます。

第6章 子育てしやすい環境の整備

1 地域における居場所づくり

子育てしやすい環境を作っていくためには、まず在宅で子育てを行っている場合に、地域で集まったり、相談できるような場所、子どもを安心して遊ばせることができるような場所があるということが大切です。このような地域での居場所をつくるために、以下のような事業に取り組んでいきます。また、主任児童委員が中心となって市内8か所で行っている子育てサロンの活動や、母子保健計画等で取り組んでいる関連事業との連携を図っていきます。

施策・事業名	内容	対象	所管
子育てサークル等への支援	つどいの広場事業等を通じて、子育てサークルの活動を支援する。	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	健康増進課
児童センター事業	児童センターにおいて、子どもの遊び場等を提供する。	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	子育て支援課

2 特別な支援を必要とする子どもへの支援

特別な支援を必要とする子どもに対しては、専門的な知識や技術を持った山梨県の機関などと連携しながら、必要な支援を受けることができるように体制を整えていく必要があります。

児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、子どもの保護と支援、保護者への指導と支援といった各段階で切れ目が無い、また様々な視点からの総合的な対策が必要になります。

ひとり親家庭については、母子家庭の場合にパートやアルバイトで働いている人の割合が高いなど、経済的な面などにおいて、子育てで課題を抱えている場合があります。そのため子育てや生活、就業などについての相談対応や情報提供を行っていきます。

障害がある子どもに対しては、障害の早期発見と治療が行えるように、保健、福祉、教育、医療等で連携して、健診・指導・相談の充実を図るとともに、必要な場合には、山梨県などで実施している広域的、専門的な支援を受けることができるように連携を図っていきます。

施策・事業名	内容	対象	所管
児童虐待防止ネットワークによる連携	要保護児童地域対策協議会等開催により、検討及び情報の共有化を図る	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	子育て支援課
発達障害早期総合支援事業	臨床心理士が相談・支援等をする中で、発達障害等の早期発見・早期支援を行う	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	教育総務課
ひとり親家庭等への自立支援	自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費給付金事業	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 保護者等	子育て支援課
ひとり親家庭等への相談体制の充実	母子相談員・窓口で対応	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 保護者等	子育て支援課
ひとり親家庭等への情報提供	研修・行事への勧誘、チラシ配布	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 保護者等	子育て支援課
ひとり親医療費助成制度	非課税のひとり親家庭の親と18歳以下の子どもが対象	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 保護者等	子育て支援課
障害児保育事業	保育所における障害児の受け入れを推進し、障害児の福祉の向上を図る	☐ 妊産婦 ☒ 乳児 ☒ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 保護者等	子育て支援課
障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援などを実施	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	福祉課
地域生活支援事業	日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス	☐ 妊産婦 ☐ 乳児 ☒ 幼児 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 保護者等	福祉課

資料6 甲州市障害者等社会参加支援事業の状況

甲州市障害者等社会参加支援事業の登録状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	78	92	110	108	104	107	115	123
(内訳) 障害者	48	60	75	75	75	78	81	91
障害児	30	32	35	33	29	29	34	32

1 障害別

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体	42	50	55	50	48	49	49	46
知的	40	44	54	58	60	64	67	70
精神	3	2	2	3	4	4	5	5
発達	0	1	2	2	1	2	5	4
難病	1	1	1	1	1	1	0	0
計	86	98	114	114	114	120	126	125

(単位:人)

2 認定の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定なし	48	56	68	63	54	61	71	77
障害程度区分あり	20	23	34	46	42	42	40	43
介護認定あり	12	15	12	8	9	6	5	4
計	80	94	114	117	105	109	116	124

(単位:人 重複有)

3 利用の事由

(1) 障害者

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通院等	30	35	54	55	60	60	64	67
介護保険施設送迎	0	0	4	3	2	1	0	1
障害者施設送迎	0	1	2	6	10	6	8	10
社会的理由	14	19	21	27	49	36	40	38
家族の就労	6	12	15	15	41	23	23	25
独居の世帯	6	6	7	10	13	15	18	14
社会参加(団体)	13	17	30	26	50	36	36	41
社会参加(個人)	15	19	31	34	53	48	50	53
その他	1	1	0	0	0	0	1	0
計	85	110	164	176	278	225	240	249

(単位:人 重複有)

(2) 障害児

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通院等	2	3	2	3	7	6	6	5
介護保険施設送迎	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者施設送迎	1	2	2	3	4	2	2	1
社会的理由	18	22	18	20	20	20	19	15
家族の就労	23	25	29	30	22	24	25	25
独居の世帯	0	0	0	0	0	0	5	0
社会参加(団体)	10	15	24	20	19	19	15	12
社会参加(個人)	12	9	12	12	13	12	14	12
その他	1	2	0	0	0	0	0	0
計	67	78	87	88	85	83	86	70

(単位:人 重複有)

4 サービス利用

(1) 障害者

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
移動支援	44	57	72	73	74	79	69	80
日中一時	12	17	25	27	30	34	33	33
生活訓練	1	1	0	2	1	1	1	1
経過的介護	1	1	0	0	0	0	0	0
計	58	76	97	102	105	114	103	114

(単位:人 重複有)

(2) 障害児

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
移動支援	29	30	34	32	28	28	24	27
日中一時	25	29	32	29	25	25	30	31
生活訓練	0	0	0	2	0	0	0	0
経過的介護	0	0	0	0	0	0	0	0
計	54	59	66	63	53	53	54	58

(単位:人 重複有)

5 移動支援の状況

(1) 障害者

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
有償移送	19	26	43	48	53	55	51	60
ガイドヘルプ	21	29	48	54	59	63	62	68
無償移送	15	20	21	19	19	17	20	14

(単位:人 重複有)

(2) 障害児

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
有償移送	28	30	34	32	27	27	27	27
ガイドヘルプ	23	25	32	31	28	28	27	24
無償移送	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人 重複有)

甲州市障害者等社会参加支援事業の利用状況

1 登録者数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	78	92	110	108	104	107	115	123
(内訳) 障害者	48	60	75	75	75	78	81	91
障害児	30	32	35	33	29	29	34	32

2 移動支援利用者障害種別等

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
身体	745	1,244	1,608	1,595	1,669	1,287	619	466
知的	404	909	1,491	1,807	1,786	1,636	1,431	1,387
精神	0	0	0	0	0	0	0	0
児童	854	1,714	2,216	1,327	944	871	572	648
計	2,002	3,867	5,315	4,729	4,398	3,793	2,622	2,501

3 利用の事由

(1) 移動支援

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
通院等	394	762	1,088	1,190	1,215	682	339	341
介護保険施設送迎	0	0	0	7	2	0	0	0
障害者施設送迎	15	0	0	3	0	0	0	0
社会的理由	299	635	1,228	1,299	973	770	810	924
家族の就労	499	1,283	1,744	894	1,069	976	632	588
独居の世帯	0	0	0	4	57	118	242	69
社会参加(団体)	507	826	801	784	793	790	405	406
社会参加(個人)	267	466	454	456	436	476	215	196
その他	2	0	0	0	0	0	0	0
計	1,983	3,972	5,315	4,637	4,545	3,812	2,643	2,524

(2) 日中一時支援

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
通院等	0	4	0	0	0	0	0	0
介護保険施設送迎	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者施設送迎	0	0	0	0	0	22	0	0
社会的理由	152	274	502	489	268	911	1,604	1,193
家族の就労	1,224	3,440	3,391	1,745	2,093	2,062	2,436	2,369
独居の世帯	0	0	0	0	0	6	0	140
社会参加(団体)	0	0	0	0	0	0	0	10
社会参加(個人)	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,375	3,717	3,893	2,234	2,361	3,000	4,040	3,711

4 日中一時支援 年齢別

(1) 利用回数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
乳幼児	46	0	0	5	13	5	9	3
小学生(低学年)	45	232	134	191	215	88	97	22
小学生(高学年)	48	217	214	168	103	250	408	431
中学生	152	494	779	232	38	75	109	157
高校生	37	35	172	13	27	32	161	100
その他	47	411	387	498	482	567	836	763
計	375	1,389	1,685	1,107	878	1,017	1,620	1,476

(2) 実人数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
乳幼児	6	0	0	2	5	3	7	3
小学生(低学年)	29	42	46	45	45	17	20	6
小学生(高学年)	15	40	43	39	21	57	70	85
中学生	20	50	46	24	8	10	34	44
高校生	16	13	19	1	5	7	31	18
その他	19	41	48	68	63	89	88	95
計	105	186	202	179	147	183	250	251

(単位:人)

甲州市障害者等社会参加支援事業の利用調査

1 回答率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	78	92	110	107	115	123
回答者数	66	59	75	73	84	84
	84.62%	64.13%	68.18%	68.22%	73.04%	68.29%

(単位：人)

2 満足度

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
満足している	34	33	47	42	47	52
やや満足している	12	13	7	12	12	9
普通	16	10	12	9	11	10
やや不満である	4	2	4	3	3	1
不満である	0	0	0	1	0	2
未回答	0	1	5	6	11	10
計	66	59	75	73	84	84

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
満足している	51.52%	55.93%	62.67%	57.53%	55.95%	61.90%
やや満足している	18.18%	22.03%	9.33%	16.44%	14.29%	10.71%
普通	24.24%	16.95%	16.00%	12.33%	13.10%	11.90%
やや不満である	6.06%	3.39%	5.33%	4.11%	3.57%	1.19%
不満である	0.00%	0.00%	0.00%	1.37%	0.00%	2.38%
未回答	0.00%	1.69%	6.67%	8.22%	13.10%	11.90%
計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(単位：%)

